

DISCLOSURE2024

令和5年度 興栄信用組合 ディスクロージャー誌



興栄信用組合



当組合の概要

名 称	興栄信用組合(略称・こうえい)
本店所在地	〒950-2112 新潟市西区内野町1066番地 (TEL 025-262-3331)
創 立	1956年9月1日
出資金(資本金)	177百万円
店 舗 数	5店舗
組 合 員 数	9,112名
預 金 残 高	25,194百万円
貸付金残高	10,423百万円

(令和6年3月末現在)

目 次

1 ごあいさつ	1
2 経営理念	1
3 事業の概況	2
4 組合の沿革	3
5 業績のご案内	4
6 リスク管理体制等	6
7 総代会	8
8 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	10
9 こうえいと地域	12
10 資料編(目次)	16
11 経理・経営内容	17
12 自己資本比率規制 第3の柱(市場規律)に基づく開示	24
13 預金関係	29
14 貸出金関係	30
15 有価証券関係	34
16 その他の業務	36
17 主な手数料一覧	36
18 主要な事業の内容	37
19 開示項目一覧	41



ごあいさつ

皆様には、日頃より格別のご愛顧お引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

皆様から、当組合へのご理解を深めていただけるよう、経営内容の開示資料として「令和5年度ディスクロージャー誌」をまとめましたので、ご高覧賜りたいと存じます。

興栄信用組合は、地域に根差した金融機関として、皆様に安心してお取引いただけるよう経営の健全性を維持し、成長性の確保と収益力の向上に努めていくとともに、地域の皆様にお役に立てる金融機関を目指し、地域金融の円滑化と金融サービスの向上を図り、地域社会の発展に貢献してまいります。

今後とも、皆様から親しまれ信頼される金融機関として地域を支える力となれるよう役職員一同、一層の努力をいたす所存でありますので、今後とも変わらぬご支援、ご愛顧賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

令和6年7月

理事長 清水一男



経営理念

経営理念

興栄信用組合は、協同組織による地域金融機関として
地域社会の豊かさに貢献し、
信用第一を旨に目標達成のため、常に前進努力する。

1. 興栄信用組合は「地域のもの」
2. 興栄信用組合は「地域を大切にし、そして奉仕する」
3. 興栄信用組合は「地域とともに発展する」

経営方針

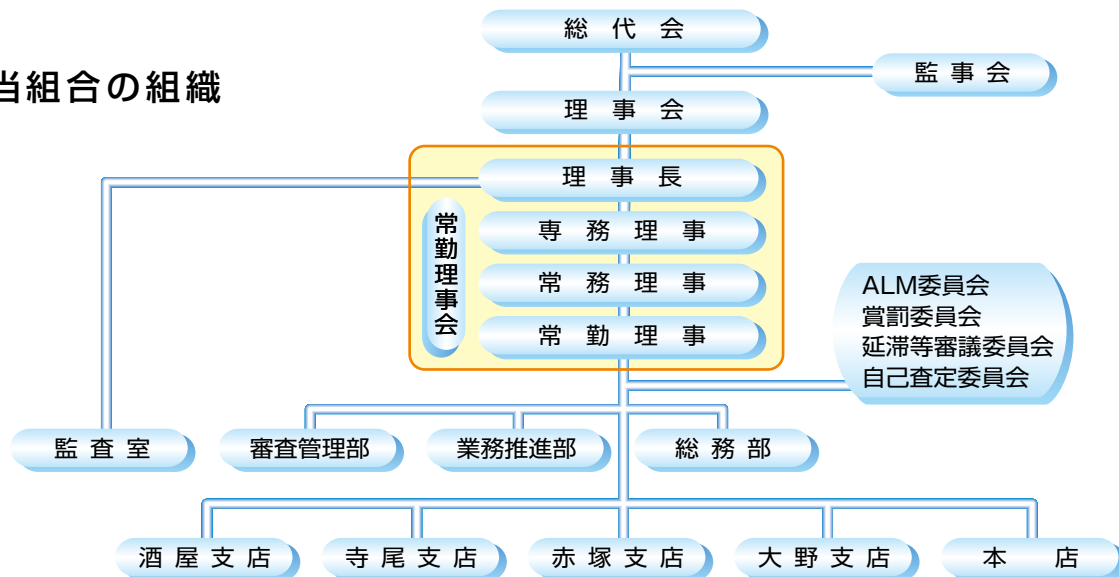
健全経営を保持すると共に、成長性の確保と収益力の向上に努める。

経営管理、法令等遵守、リスク管理態勢の整備・強化を図って行く。

地域金融の円滑化に努め、地域の発展や生活の質の向上に貢献することで、地域での役割を果たして行く。

事業の概況

当組合の組織



役員一覧 (理事および監事の氏名・役職名)

理事長(代表理事)	清水 一 男	理事(非常勤)	長谷川 和 哉
専務理事(代表理事)	若 杉 潤 一	理事(//)	青 柳 晴 樹
常務理事(代表理事)	太 田 則 天	監 事(//)	横 山 榮 一
理 事(常 勤)	酒 井 英 樹	監 事(//)	五 十 嵐 健 市
理 事(非 常 勤)	濱 倉 太 門		

(令和6年6月21日現在)

注)当組合は、職員出身者以外の理事(3名)の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

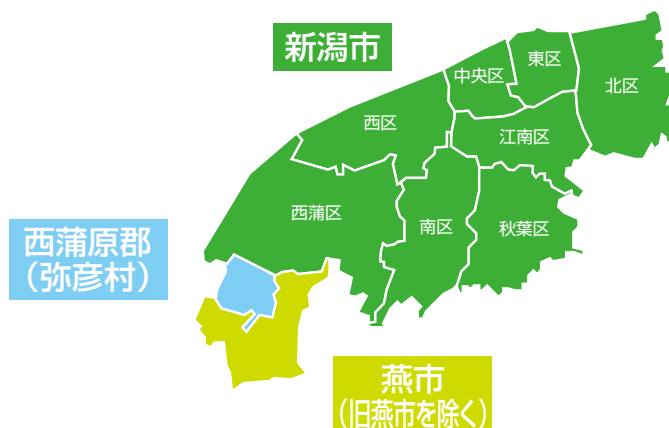
店舗一覧 (令和6年7月現在)

			ATM
本 部	〒950-2112 新潟市西区内野町1066番地	025(263)1888(代)	—
本 店	〒950-2112 新潟市西区内野町1066番地	025(262)3331(代)	1台
大野支店	〒950-1111 新潟市西区大野町3282番地1	025(377)2443(代)	1台
赤塚支店	〒950-2261 新潟市西区赤塚字稲場4981番地1	025(239)2145(代)	1台
寺尾支店	〒950-2054 新潟市西区寺尾東2丁目23番29号	025(268)3631(代)	1台
酒屋支店	〒950-0324 新潟市 江南区酒屋町字屋敷付840番地	025(280)2570(代)	1台

※現金自動預払機(ATM)は全店に設置してあります。

営業地区一覧

- ・新潟市全域
- ・燕市(旧燕市を除く)
- ・西蒲原郡(弥彦村)

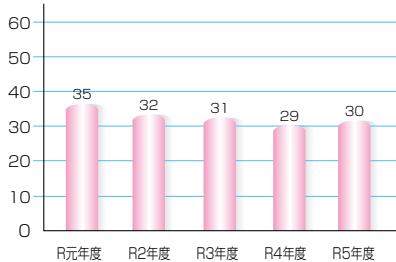


当組合のあゆみ(沿革)

昭和31年 9 月	西蒲原郡内野町大字内野1011番地に事務所を開設。内野信用組合として営業開始。
34年10月	西蒲原郡内野町大字内野537番地に事務所を新築移転。
38年 6 月	大野出張所開設。
39年11月	大野出張所、支店に昇格。
40年12月	西蒲原郡黒埼村大字金巻3282番地1に大野支店事務所を新築移転。
41年 8 月	赤塚出張所開設。
43年 5 月	赤塚出張所、支店に昇格。
45年 9 月	新潟市赤塚字稲場4981番地1に赤塚支店を新築移転。
49年12月	内野信用組合を興栄信用組合に改称。
//	新潟市五十嵐下谷内4450番地2に寺尾支店を開設。
53年 4 月	新潟市内野町1066番地に本店事務所を新築移転。
55年 9 月	酒屋支店開設。
58年 6 月	営業地区を新潟市、白根市、新津市、西蒲原郡とする。
58年10月	大野支店事務所を新築。
平成 3 年 3 月	新潟市酒屋町字屋敷付840番地に酒屋支店を新築移転。
3 年11月	信組情報サービス株式会社(SKC)へ電算業務移行。
5 年 3 月	預金積金200億円達成。
平成17年 8 月	当組合地区外で新潟市と合併した「旧豊栄市、旧小須戸町、旧横越町、旧亀田町」について地区拡張を行う。
令和 3 年 4 月	酒屋支店をサテライト店舗に移行。

職員数

〈単位:人〉



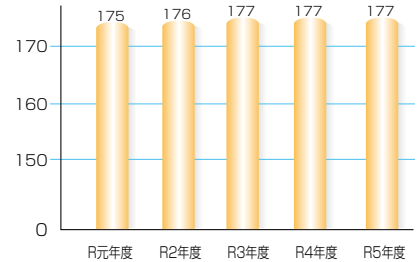
組合員数

〈単位:人〉



出資金

〈単位:百万円/単位未満切り捨て〉



令和5年度 経営環境・事業概況

国内の景気は、社会経済活動の正常化やインバウンド需要の回復が見られるとともに、高水準の賃上げや企業の高い投資意欲を反映して、緩やかに回復しております。

一方、地域の中小・小規模事業者におきましては、コロナ禍を乗り越える中で、売上の回復は図れてきているものの、原材料価格の高騰・物価高、さらに人手不足に伴うコストの増加が大きな足かせとなる中、価格転嫁への遅れが少なからず見受けられ、一部では依然として厳しい経営環境が続いております。

令和5年度の業績につきましては、預金積金は、事業資金の減少や相続等による定期預金の減少により、前期比257百万円減少し25,194百万円となりました。

貸出金は、事業者に対し返済負担軽減等含めた柔軟な資金繰り支援をはじめとする事業性融資や個人ローンの推進に取り組みましたが、ゼロゼロ融資等の繰上げ返済が多く、前期比73百万円減少し10,423百万円となりました。

収益面では、問題債権先からの利息損害金の回収による貸出金利息の増収や円安に伴う有価証券利息配当金の増収、並びに経費減少により、コア業務純益で67百万円計上出来たことにより、与信費用の発生があったものの当期純利益は26百万円計上致しました。

この結果、自己資本比率は前期比0.22ポイント増加した14.82%と、国内基準を大きく上回っており、健全性を維持しております。



佐潟公園

主要な経営指標等の推移

(単位:千円)

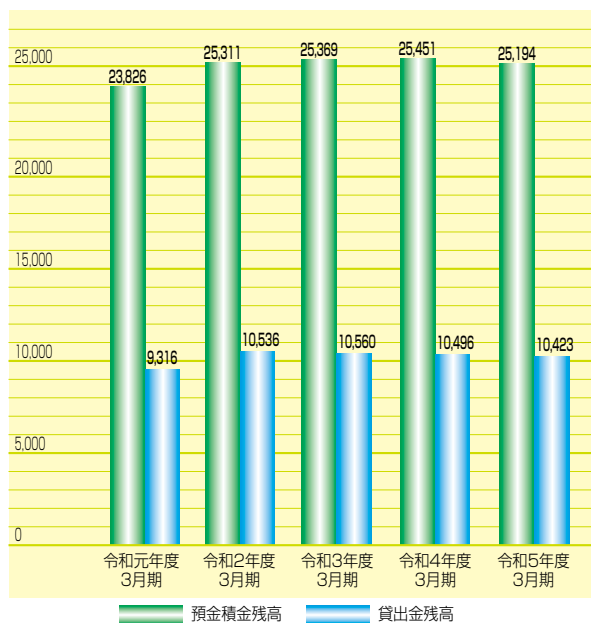
区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経 常 収 益	353,376	357,083	364,569	360,577	388,990
経常利益(損失)	8,371	16,184	15,570	33,489	26,549
当期純利益(損失)	6,829	15,320	14,837	33,056	26,501
預 金 積 金 残 高	23,826,728	25,311,422	25,369,867	25,451,849	25,194,077
貸 出 金 残 高	9,316,740	10,536,609	10,560,967	10,496,901	10,423,225
有 価 証 券 残 高	6,509,014	6,872,103	7,676,830	7,459,038	7,457,308
総 資 産 額	25,767,676	28,159,152	28,048,150	27,125,418	26,932,191
純 資 産 額	1,806,565	1,969,499	1,860,418	1,561,639	1,623,396
自己資本比率(単体)	15.33%	15.24%	14.52%	14.60%	14.82%
出 資 総 額	175,971	176,510	177,007	177,526	177,536
出 資 総 口 数	175千口	176千口	177千口	177千口	177千口
出資に対する配当金	5,274	5,286	5,303	5,321	5,309
職 員 数	35人	32人	31人	29人	30人

(注) 1 残高計数は期末日現在のものです。

2 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

■ 預金積金残高および貸出金残高

(単位：百万円)



預金積金残高

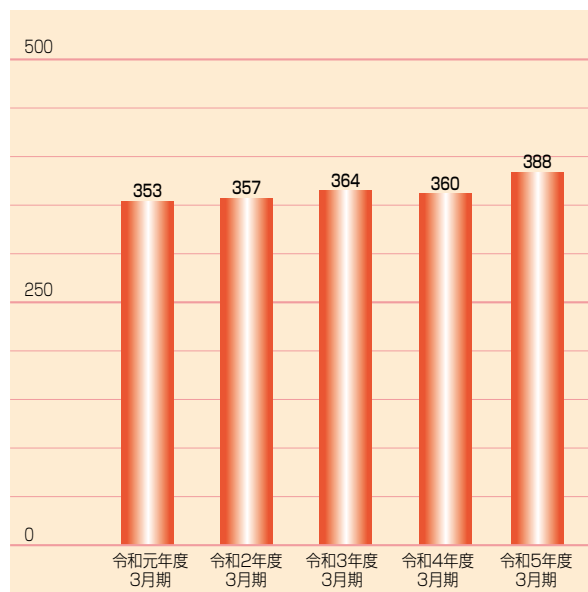
251億94百万円

貸出金残高

104億23百万円

■ 経常収益

(単位：百万円)



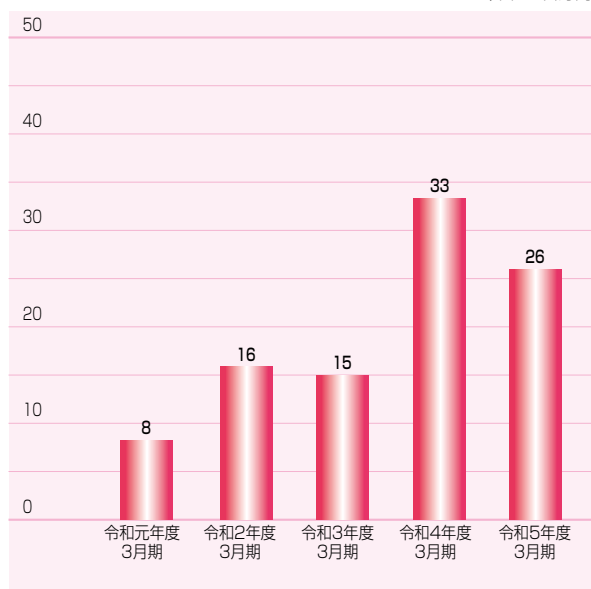
経常収益

3億88百万円

貸出金の利息収入や預け金利息、有価証券利息配当金など、本来の営業活動による収入をあらわします。

■ 経常利益

(単位：百万円)



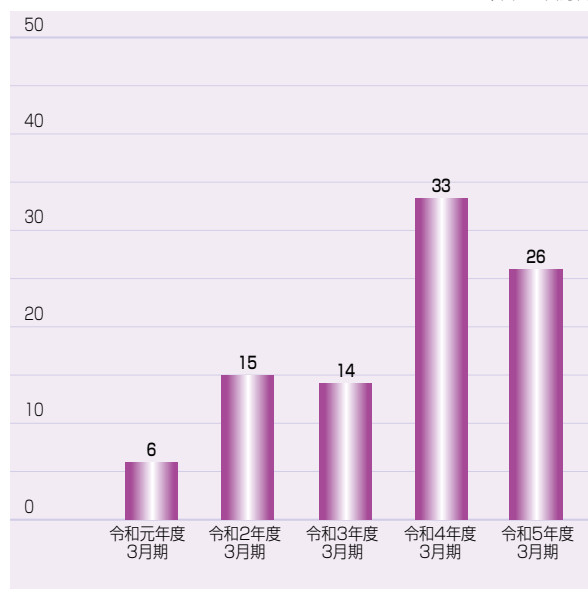
経常利益

26百万円

経常収益から経常費用を引いたもので、本来の営業活動によって得た利益をあらわします。

■ 当期純利益(損失)

(単位：百万円)



当期純利益

26百万円

経常利益に特別利益、特別損失を加減し、税金等も差し引いた最終的な利益で一般に言う“もうけ”になります。

■リスク管理体制

当組合の各業務において発生する様々なリスクを統合的に把握し、当組合の意思決定に必要な情報を集約する組織としてALM委員会を設けリスク情報に基づく業務運営方針、リスク管理体制に関する検討を行っております。

また、リスク管理規程および管理要領に定める各種リスクに対して、リスクごとに管理部署を定め適切なリスク管理をする体制を構築しております。

【信用リスク管理】

信用リスクとは、取引先の諸事情により貸出金の元金や利息が回収できなくなるリスクをいいます。

当組合では、融資審査にあたり財務状況、資金使途、返済財源が的確に把握されているかを検証し、健全な融資態度で審査にあたっております。

貸出資産の健全性を維持するため、延滞等審議委員会において管理強化をはかると共に毎期「自己査定基準」に基づき自己査定を実施して「償却・引当計上基準」に基づき適正な償却・引当を実施しております。

【市場関連リスク管理】

市場関連リスクとは、国内外の株式市場、外国為替市場等の相場変動により、損失を被るリスクのことです。

当組合では「余裕資金運用基準」、「有価証券保有目的区分基準」、「有価証券減損処理基準」等の規程整備を行うと共に、経済情勢や金利動向の変化に対するリスクの回避と安定的な収益確保のためALM委員会を開催して資産負債の総合的な管理を図っております。

【事務リスク管理】

事務リスクとは、事務ミスや不正などの発生により利益や信用が失われるリスクをいいます。

当組合では、各本店において事務水準の向上、事務処理の適正化に努めると共に、「内部監査規程」に基づき予告なしの臨店監査を本部営業店に対して実施しております。また各本店において「自店検査実施要領」に基づき毎月店内検査を実施して、相互牽制を図り、事務事故の防止に万全を期しております。

■法令遵守(コンプライアンス)体制

法令遵守・諸規程及び指示事項の遵守・不祥事件の未然防止・自店検査の強化・苦情処理体制の強化を徹底して実行するため組合全体のコンプライアンス・プログラムを策定しております。

また本部及び各営業店にコンプライアンス担当者を配置して各職場の指導・啓発に努めるとともに、コンプライアンス担当者会議を通じて各本店で発生した苦情等についての情報を全店で共有し、再発防止に役立てております。

■反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

1. 組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

2. 外部専門機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 取引の未然防止を含めた一切の関係遮断

当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

5. 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止

当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

■勧誘方針

金融商品に係る勧誘方針

当組合は、「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正な確保を図ることとします。

1. 当組合は、お客様の知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品の説明をいたします。
2. 商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。
3. 当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し不確実なことを断定的に申し上げたり、事実でない情報を提供するなど、お客様に誤解を招くような勧誘は行いません。
4. 当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客様の信頼の確保に努め、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 当組合は、役職員に対する社内研修を充実し、金融商品に関する知識の充実をはかるとともに、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。

※ 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

■苦情処理及び紛争解決措置の内容

【苦情処理措置】

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または総務部にお申し出ください。

【興栄信用組合総務部】0120-607-999

受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

なお、苦情等対応手続については、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.koue-shinkumi.jp/>

保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所（電話：03-3286-2648）

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター（電話：0570-022808）

【紛争解決措置】

新潟県弁護士会 示談あっせんセンター（電話：025-222-5533）

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合総務部または、新潟県信用組合協会、しんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。

具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

【新潟県信用組合協会】

受付日：月曜日～金曜日（祝日および信用組合の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

電話：025-247-7433

所在地：〒950-0088 新潟県新潟市中央区万代 1-1-28

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

電話：03-3567-2456

所在地：〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-5

■個人情報保護

当組合では、個人情報に係る関係法令や金融庁ガイドライン等を遵守するため個人情報保護規程を定め、お客さまからご提供いただいた個人情報の適切な保護に努めています。また、個人情報保護に関する基本方針は「個人情報保護宣言」として店頭やホームページなどで公表しています。

個人情報保護宣言

当組合では、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関係法令等（以下法令等という。）を遵守して以下の考え方に基づきお客様の情報を厳格に管理し、お客様の希望に沿って取り扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。

また、本保護宣言等につきましては、内容を適宜見直し、改善してまいります。

当組合は、本保護宣言を当組合の窓口等に掲示することにより、公表します。

1. 個人情報の利用目的
当組合は、個人情報の保護に関する法律に基づき、お客様の個人情報を、別紙の業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用し、それ以外の目的では、法等で認められる場合のほか、利用いたしません。
なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。
2. 個人情報の適正な取得について
当組合では、上記1.で特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適法かつ適正な手段により、例えば、以下のような情報源から、お客様の個人情報を取得いたします。
(1) 預金口座のご新規申込の際にお客様にご記入・ご提出いただく書類等により、直接提供いただいた情報
(2) 各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供された情報
(3) 商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報
3. 個人情報の第三者提供
当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で当組合が別紙に表示する第三者へ個人データを提供しております。これ以外には、次の場合を除き、お客様の同意なしにお客様の個人データを第三者へ提供いたしません。
(1) 法令等に基づき必要と判断される場合
(2) 公共の利益のために必要であると考えられる場合
なお、お客様の個人データについて第三者提供の停止をご希望の場合は、当組合の本支店窓口までご連絡ください。
4. 個人情報の委託
当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で、例えば、以下のような場合に、個人データに関する取扱いを外部に委託することがあります。その場合には、適正な取扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います。
(1) お客様にお送りするための書面の印刷または発送に関わる業務を外部に委託する場合
(2) 情報システムの運用・保守に関わる業務を外部に委託する場合
5. 個人情報の共同利用
当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で個人データを当組合が別紙に表示する特定の者と共同利用しております。

6. 個人データの安全管理措置に関する方針
当組合では、取り扱う個人データの漏えい・滅失等の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。
また、役員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人データの安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。
お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求
7. (1) 開示のご請求
お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。
(2) 訂正等のご請求
お客様から当組合が保有するご自身に関する個人情報の訂正等（訂正・追加・削除）のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。
(3) 利用停止等のご請求
お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等（利用停止・消去）のご依頼があった場合（法等に基づく正当な理由による。）には、原則として利用停止等いたします。
(4) ダイレクトメール等の中止
当組合は、当組合からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付やお電話等での勧誘のダイレクト・マーケティングで、個人情報を利用することについて、これを中止するようお客様よりお申し出があった場合は、遅滞なく当該目的での個人情報の利用を中止いたします。
なお、(1)(2)(3)のご請求に当たっては、個人情報の重要性に鑑み、ご請求者（代理人を含む）の本人確認をさせていただきます。ご請求手続の詳細およびご請求用紙が必要な場合は当組合本支店窓口までお申出ください。
8. ご質問・相談・苦情窓口
当組合では、お客様からのご質問等適切に取組んで参りますので、個人情報の取扱い等に関するご質問等につきましては、以下の窓口にお申出ください。

総務部 TEL 263-1888
FAX 263-1650
eメール koei-shinkumi@nifty.com

以上
(平成29年4月改)

■組合員一人一人の意見を適正に反映するための開かれた制度です。

総代会とは？

信用組合は、組合員同士の「相互信頼」と「互惠」の精神を基本理念に、組合員一人一人の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。その意見は、出資口数に関係なく一人一票の議決権として総会を通じて信用組合の経営に反映することとなります。しかし、当組合では、組合員数が多いことから組合員全員による総会の開催は現実的ではありません。そこで当組合では組合員の総意を代表する総代を地区ごとに選考し、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算事項の承認、定款変更、役員(理事、監事)選任等の経営の重要事項を決議する当組合の最高意思決定機関です。したがって総会に代わる総代会は、総会同様に組合員一人一人の意見が経営に反映されるよう、組合員の中から定款の規定に従い適正な手続を経て選任された総代の方たちより運営されております。

総代会とその選任方法

総代の任期・定数

- ・ 総代の任期は3年です。
- ・ 総代の定数は、100人以上105人以下と定款に規定され、総代選挙規定により地区別定数を定めております。

総代の選任方法

- ・ 組合員の中から、組合員5名以上の推薦を受けた立候補者を受付、地区毎に選挙会を開催し選出致します。
- ・ 総代の選出については、当組合内部規定に基づき行なっております。

総代会の議事内容

令和6年6月21日に第69期通常総代会を当組合本店で開催し、下記の報告事項および議決事項が付議され、それぞれ承認可決されました。

- ・ 報告事項 第68期（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）事業報告の件
- ・ 議決事項
 - 第1号議案 第68期（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）計算書類承認の件
 - 第2号議案 第68期剰余金処分案承認の件
 - 第3号議案 第69期事業計画および収支予算案承認の件
 - 第4号議案 任期満了に伴う理事、監事改選の件
 - 第5号議案 理事および監事の役員報酬総額決定の件
 - 第6号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件

総代会において、理事、監事の任期満了による改選で下記のとおり決定されました。

(再任) 理事	清水 一男	(再任) 理事	若杉 潤一
(再任) 理事	太田 則天	(再任) 理事	酒井 英樹
(再任) 理事	濱倉 太門	(再任) 理事	長谷川 和哉
(新任) 理事	青柳 晴樹	(再任) 監事	横山 榮一
(再任) 監事	五十嵐 健市		



総代選挙規程

(目 的)

第1条

(選 挙)

第2条

(選挙権及び被選挙権)

第3条

(選挙区及び選挙区毎の選挙すべき総代の数)

第4条

(公告方法)

第5条

第6条

(選挙の公告と周知)

第7条

(選挙の公告と周知)

第8条

(候補者の届出)

第9条

(候補者の公告)

第10条

(選挙管理)

第11条

(選挙補助者の指名)

第12条

(投票用紙)

第13条

(投票)

第14条

第15条

当組合の総代選挙は、定款の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

総代は、選挙区毎にその選挙区に所属する組合員のうちから選挙する。

2. 総代の選挙は、連記式無記名投票によって行う。

3. 総代の選挙は、任期満了の日の前30日以内に行う。

(選挙権及び被選挙権) 選挙権及び被選挙権を有する組合員は、第7条第4項に定める日において組合員名簿に登録されている者とする。

2. 次の各号に掲げる者は、被選挙権を有しない。

(1) 成年被後見人又は被後佐人

(2) 破産者で復権のできない者

(3) 禁錮以上の刑に処せられてその執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(選挙区及び選挙区毎の選挙すべき総代の数) 選挙区及び総代の定数は、定款で定める範囲内において理事会で定める。

(公告方法) 公告は、当組合の事務所の店頭に掲示して行う。

第6条 選挙長は、選挙期日の30日前までに、以下の事項について公告するとともに、選挙人名簿の確定後直ちにその選挙区の組合員に周知を図るものとする。

(1) 選挙区及び選挙区毎の選挙すべき総代の数

(2) 候補者の届出の受付期間及び受付方法

(3) 選挙期日

(4) 投票の開始及び終了の時間

(5) 投票すべき場所

(6) 選挙人名簿の縦覧期間・閲覧時間・場所

(7) 選挙長、地区選挙管理人(以下「選挙管理人」という。))及び地区選挙立会人(以下「選挙立会人」という。))の氏名

(8) その他当組合が必要と認めた事項

2. 選挙長が必要と認めるときは、選挙区毎に選挙期日を異にすることができる。

3. 選挙長は、やむを得ない事由があるとき、第1項各号に定める事項を変更することができる。

この場合においては、その旨を速やかに公告する。

(選挙人名簿) 選挙人名簿は、選挙長があらかじめ選挙区毎に作成する。

2. 選挙長は第6条第1項の公告から立候補の締切日まで選挙人名簿を組合員の縦覧に供するものとする。

3. 選挙人名簿に登録されていない組合員は、選挙人名簿の確定の時まで、選挙長に対して、選挙人名簿への登録を求めることができる。ただし、選挙長は、正当な理由がある場合は、当該組合員につき、選挙人名簿の確定後であっても、選挙人名簿への登録を拒否することができる。

4. 前項の選挙人名簿は、選挙期日の前々日の末日に確定する。

5. 選挙人名簿が確定した後は、総代の選挙が終了するまで持分の譲渡の承諾を停止する。

(候補者の届出) 総代選挙の立候補は、その選挙会の20日前までに所属する選挙区の他の組合員5名以上の推薦書を添えた当組合所定の届け出書を選挙長に提出するものとする。なお締切日が休業日の場合は前営業日とする。

2. 選挙人名簿に登録された組合員が他の組合員を総代の候補者にしようとするときは、本人の承諾を経て、所属する選挙区の組合員5名以上の推薦書を添えた当組合所定の届け出書を選挙長に提出するものとする。なお締切日が休業日の場合は前営業日とする。

3. 前二項により届けられた者を候補者とする。

(候補者の公告) 選挙長は、選挙期日の15日前までに、次の事項を速やかに公告する。

(1) 理事会の定めた選挙期日及び場所

(2) 理事会の定めた選挙すべき総代の選挙区及び総代の数

(3) 候補者の属性(氏名・年齢・性別等)

(4) その他必要と認める事項

2. 前項の公告後やむを得ない事由によりその公告事項に変更が生じたときは、選挙長はその旨を公告する。

(選挙長) 選挙長には、理事長が就任して選挙に関する事務を統括する。

(選挙管理) 選挙長は、選挙区毎に選挙管理人を置く。

2. 選挙長は、選挙区毎に組合員のうちから1人に選挙管理人を委嘱する。被委嘱者からはその承諾書を徴求する。

3. 選挙管理人は、候補者になることはできない。

4. 選挙管理人は、選挙に関する事務を管理する。

(選挙立会人) 選挙長は、選挙区毎にその組合員のうちから選挙立会人を委嘱する。被委嘱者からはその承諾書を徴求する。

2. 選挙立会人は、候補者になることはできない。

3. 選挙立会人は、投票及び開票に立会う。

(選挙補助者の指名) 選挙管理人は職員より若干名の選挙補助者を指名することができる。

第14条 投票用紙及び書面による投票用の封筒の様式は、選挙長が定める。

2. 選挙長は、必要があると認めるときは、あらかじめ候補者の氏名を記載した投票用紙の様式を定めることができる。

(投票) 組合員は、所定の投票用紙にその選挙区において選挙すべき総代の数に至るまで投票しようとする者の氏名を候補者のうちから自書して、これを投票箱に投入する。

2. 前条第2項に定める投票用紙を用いる場合は、組合員は投票しようとする候補者の氏名の上に○印をつけて、これを投票箱に投入する。

(不在投票)

第16条 組合員が、疾病、負傷その他やむを得ない事由により選挙の当日自ら投票を行うことができないときは、第17条の規定に従って、書面をもって、投票を行うことができる。

(書面による投票の方法)

第17条 組合員が、書面により投票を行おうとするときは、選挙期日の前日午後4時までに、選挙長に対して、書面により投票を行う旨を申し出て、投票用紙及びその封筒の交付を請求する。

2. 選挙長は前項の請求が正当なものと認めるときは、投票用紙及びその封筒を直ちに交付しなければならない。

3. 前項の規定により、投票用紙及びその封筒の交付を受けた組合員は、候補者のうち投票用紙に投票しようとする者の氏名を自書し、又候補者の氏名の上に○印を記したうえ、これをその封筒に入れて封をし、第1項に定める日時までに選挙長に提出するものとする。

(代理人による投票の方法)

第18条 代理人による投票は行うことができないものとする。

(代筆による対応)

第19条 身体上の故障又は文言により、候補者の氏名を記載することができない組合員は、選挙管理人に対してその旨を申請し、次の各号を全て満たす方法により、委任状なくして、投票をすることができる。

(1) 上記の申請を受けた選挙管理人は、投票立会人の意見を聴いて、当該組合員の投票を補助すべき者(以下「投票補助者」という)2名を定める。

(2) 投票場所において、投票補助者のうち1名が、投票用紙に当該組合員が指示する候補者の氏名を記載し、他の1人がこれに立ち会う。

(3) 第2号に基づき、当該組合員が指示する候補者の氏名を記載した投票用紙をもって投票を行う。

(投票の拒否)

第20条 選挙管理人が正当なる事由により投票を拒否しようとする場合は、選挙立会人の意見を聴いて、これを行う。

(投票の終了)

第21条 選挙管理人は、投票が終了したと認めるときは、選挙立会人の意見を聴いて投票終了の旨を宣言しなければならない。

2. 選挙管理人は、投票の終了宣言後は投票を行わせてはならない。

(開票)

第22条 選挙管理人は、投票終了後すみやかに開票を宣言し、開票は選挙立会人の立会のうえ、投票箱を開き、投票を点検して行う。

(投票の効力)

第23条 投票の効力について疑義が生じた場合は、選挙管理人が選挙立会人の意見を聴いて、これを決定する。

(投票の無効)

第24条 次に掲げる投票は、これを無効とする。

(1) 所定の用紙を用いないもの

(2) 候補者の氏名以外のほか他に事項を記載したもの、又は候補者の氏名の上に○印をつけて行う場合に○印以外の事項を記載したもの

(3) 選挙すべき総代の定数を超過して候補者の氏名を記載したもの、又は候補者の氏名の上に○印をつけて行う場合に選挙すべき総代の数を超過して○印をつけたもの

(4) 投票した候補者の氏名が確認できないもの

(5) 書面をもって投票する場合に所定の日時までに到着しなかったもの

(6) 白紙で投票したもの

(当選人) 当選人は、有効得票数の多いものから順次その選挙区の選挙すべき総代の数に至るまでの者とする。

第25条 当選人を決定するに当たり得票数が同じであるときは、選挙管理人は抽籤で当選人を決定する。

(無投票当選)

第26条 候補者の数がその選挙区において選挙すべき総代の数を超えないときは、その候補者をもって当選人とし、投票を行わないことができる。

2. 前項の規定により投票を行わなくなったときは、選挙長はその旨を公告する。

(当選の発表・報告等)

第27条 当選人が決定したときは、選挙管理人は、速やかに、その結果を選挙長に報告しなければならない。

2. 選挙長は、当選人に対して、当選の通知を行うとともに、当選内容についてその選挙区の組合員に周知を図るものとする。

(就任) 当選人が、第27条第2項に基づく通知を受け、総代への就任を承諾する場合には、就任承諾書を選挙長に提出するものとする。

2. 当選人は、第1項に基づく通知を受けてから、5日以内に文書をもって当選を辞する旨の届出がないときは、当選人はその当選を承諾したものとみなす。

3. 前二項に基づき、当選人が、総代への就任を承諾した場合には、当該当選人は、前任者の任期満了の翌日に総代に就任するものとする。ただし、第32条に基づく補欠の選挙における当選人は、就任を承諾した日に総代に就任するものとする。

(当選人の繰上補充)

第28条 第2項の期間内に当選人が当選を辞退したときは、選挙管理人は選挙長の指示により、次点者をもって逐次当選人とする。

2. 前項の場合には、前条の規定を準用する。

(総代選挙録)

第30条 選挙管理人は、総代選挙録(以下「選挙録」という)を作成しなければならない。

2. 選挙録には、選挙の経過及び結果を記載し、選挙管理人が選挙立会人から署名又は記名捺印して、投票用紙その他の関係書類とともに選挙長に提出しなければならない。

3. 選挙長は、選挙録及びその関係書類を少なくとも総代の任期中保存しなければならない。

(補充の選挙)

第31条 候補者の届出数がその選挙区において選挙すべき総代の数に満たないときは、届出た候補者をもって当選人と定め、不足数については連帯なく補充の選挙を行わなければならない。当選人の数がその選挙区において選挙すべき総代の数に不足し、又は不足することになったときは、不足数についても同様とする。

(補充の選挙)

第32条 総代の数に不足を生じたときは、組合は連帯なく補充選挙を行う。

2. 補充の選挙は選挙された総代の数に欠員の生じた選挙区において行う。

(細則)

第33条 総代選挙に関する細則並びに法令、定款及びこの規程に定めがない事項の取扱いを理事会が決定する。

(敬称略 地区別五十音順)

本店地区（定数55名）	青池 寿一①	赤川 浩之④	朝倉 裕治⑦	飯塚 和憲⑦	伊藤 尚④
	伊藤 勝④	岩崎 久弥②	太田 一昌②	岡 優吏⑤	岡澤 喜義④
	岡本 健◎	幸田 泰隆③	古島 正幸⑨	小竹 正⑤	児玉 一好⑧
	児玉 季之①	小林 清則④	小林 正幸④	小林 喜輝②	古俣 明宏①
	古俣 昭禎⑥	古俣 厚史⑤	古俣 金由⑩	古俣 伸一⑥	古俣 侃⑨
	清水 陽吉⑩	杉山 英弘①	鈴木 卓郎④	高井 悦成①	瀧澤 鉄男⑥
	田中 一④	玉木 晴夫②	土橋 賢一①	中野 輝男④	中野 政一①
	中野 政弘②	中村 裕⑩	濱倉 太門⑩	廣澤 裕②	藤田 智③
	古井 文雄◎	保坂 芳喜①	堀井 武久◎	松澤 哲三⑤	松山 幸蔵⑩
大野支店地区（定数16名）	山川 秀雄◎	山下 敬⑤	横山 榮一⑤	吉倉 正明⑥	渡辺 和博③
	渡邊 祥一⑩	渡邊 二三夫④	渡辺 由則◎		
	五十嵐 鉄夫①	石川 弘③	海老名 秀貴②	大野 正博⑦	金子 祐市①
	柄沢 正彦◎	小林 初男②	佐藤 新③	佐藤 文則③	高橋 直義⑧
	田中 正三②	長谷川 和哉④	半内 修①	松井 弘光⑤	宗村 功②
	山田 忠◎				
	青柳 晴樹③	朝妻 勝人④	安沢 達也①	石黒 弘憲①	小竹 一夫⑤
	小林 進一①	斎藤 昭弘⑦	斉藤 陽一①	中野 孝男①	中原 英雄⑤
	畠山 義隆①	林 浩則⑥	原田 秀一③	山川 高明④	涌井 雄允②
寺尾支店地区（定数9名）	涌井 秀栄①				
	五十嵐 健市⑤	五十嵐 毅⑦	伊藤 重幸①	猪爪 軍彦⑩	坪谷 義則③
酒屋支店地区（定数9名）	中野 幸夫②	南波 健⑤	堀井 賢司③	渡辺 秀孝⑨	
	飯野 正浩③	石田 勇雄⑥	小野 正博⑥	児玉 政昭③	斎藤 雅則③
	澤口 勝一④	友坂 弘之⑤	戸松 登志和①	山賀 秀昭②	
合計(定数105名)	〔総代の属性別構成比〕				
	職業別：個人6.8%、個人事業主38.8%、法人役員54.4%、				
	年代別：40代以下5.8%、50代27.2%、60代35.0%、70代23.3%、80代以上8.7%				
	業種別：製造業6.8%、農業3.9%、建設業34.0%、卸売業・小売業27.2%、不動産業1.9%、飲食業5.8%、その他サービス業13.6%				
※業種別は法人役員、個人事業主に限る。					

(注1)氏名の後に就任回数を記載しております。

(注2)就任回数が10回を超えている場合は◎で表示しております。

令和6年6月21日現在(103名)

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況

当組合は新潟市・燕市(旧燕市を除く)・西蒲原郡を営業区域とし地元の中小零細企業者や住民が組合員となつて、お互いに助け合い、発展して行くという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組織金融機関です。

お客さまの顔が見えるキメ細かな取引を基本としており、常にお客さまの事業の発展や生活の質の向上に貢献するため、組合員の利益を第一に考えることを活動の基本としております。

また、地域社会の一員として、当組合の経営資源を活用し地域社会と文化の向上に積極的に取り組んでおります。令和4年度の実績を以下の通り取りまとめましたのでお知らせ致します。

1. ライフスタイルに応じた取引先企業の支援強化

① 経営改善支援等の取組み実績

お取引先企業の経営改善支援のため店舗長、融資担当役席者がお取引先企業に定期的に訪問し、経営改善計画策定のサポートと、経営改善計画実現に向けたサポートを行ってまいりました。また、経営改善支援の取組み先に限らず、お取引先企業の依頼がある場合は、より専門性の高いアドバイスを行うため、外部専門機関を活用し、中小企業診断士等による経営改善計画策定を行うと共に、策定後は改善計画のモニタリングと共にアドバイス等のコンサルティングに努めております。

(単位:先数、%)

期初債務者数 A	うち経営改善支援取組み先数 α				経営改善 支援取組み率 α/A	ランク アップ率 β/α	再生計画 策定率 δ/α
	α のうち期末に債務 者区分がランク アップした先数 β	α のうち期末に債務 者区分が変化しな かった先数 γ	α のうち再生計画を 策定した先数 δ				
101	6	0	6	5	5.9%	0.0%	83.3%

(注) 1. 本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。

2. 期初債務者数は令和5年4月当初の債務者数です。

3. 債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。

4. 「 α (アルファ)のうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β (ベータ)」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は α には含みますが β には含んでおりません。

5. 「 α のうち期末に債務者区分が変化しなかった先 γ (ガンマ)」は、期末の債務者区分が期初から変化しなかった先です。

6. 「 α のうち再生計画を策定した先数 δ (デルタ)」は、 α のうち中小企業再生支援協議会の再生計画策定先、RCCの支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。

7. 期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含みません。

② 創業・新事業開拓、事業承継支援への取組み

創業先1先に対し創業資金として2百万円の融資実行を行いました。

③担保・保証に過度に依存しない融資への取組み

- 財務制限条項を活用した商品による融資実績…令和5年度中の取扱いはありませんでした。
- 動産・債権譲渡担保融資の実績…令和5年度中の取扱いはありませんでした。
- ノン・リコースローンの実績…令和5年度中の取扱いはありませんでした。
- 財務諸表が相対的に高い中小企業に対する融資商品による融資…令和5年度中の取扱いはありませんでした。

④外部支援機関の中小企業支援策活用取組み

当組合は、取引先に対し新潟県よろず支援拠点(にいがた産業創造機構)や新潟県中小企業活性化協議会、新潟県事業承継・引継ぎ支援センター等の外部支援機関の紹介、連携によるサポートを行っております。また、各種補助金事業の紹介等も行っております。

2.地域活性化につながる多様なサービスの提供

- 相互扶助の理念に基づき運営されている協同組合組織金融機関としての務めを果たすため、固定金利選択型住宅ローンの優遇金利条件に地域活性化につなげるための一助として下記の2項目を取り入れております。
 - 地元商工会会員業者を利用して住宅を取得する場合、基準金利から▲0.1%
 - 当組合のお取引先企業にお勤めの従業員の方、基準金利から▲0.1%
- 地域の事業者の方々に低利資金の提供を行うためリレーションシップバンキングの取組時から期間限定で取扱いしている固定金利型特別融資を令和5年度は通年で取扱いを行い、23件73百万円の実行を行いました。
- 経営課題を抱えているものの事業意欲のある事業者の方々の資金繰りの円滑化に資するため、借換資金も可能とする特別融資「こうえい金融円滑化資金」を平成26年6月から取扱い通算で30件110百万円の新規実行を行っております。

3.「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

【「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る取組み状況】

	令和4年度	令和5年度
新規に無保証で融資した件数	75件	80件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	40.76%	39.40%
保証契約を解除した件数	0件	0件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件	0件

4.「新型コロナウイルス感染症」等の影響を踏まえた取組み

「新型コロナウイルス感染症」等の影響を踏まえ、「実質無利子・無担保融資」の取扱い後のモニタリング、既存融資の貸付条件の変更等への対応を行い、令和3年4月からは伴走支援型保証制度の取扱いによる資金繰り支援に取組んでおります。

(単位:件、百万円)

伴走支援型保証制度			伴走支援型保証制度		
令和4年4月～令和5年3月			令和5年4月～令和6年3月		
申込受付件数	融資決定件数 (保証承諾件数)	融資決定金額 (保証承諾金額)	申込受付件数	融資決定件数 (保証承諾件数)	融資決定金額 (保証承諾金額)
12	12	243	22	22	329

■文化的・社会的貢献活動

当組合は、「地域のもの」「地域を大切に、そして奉仕する」「地域とともに発展する」を経営理念としております。主なる貢献活動として、下記のとおり実施しております。

(1) 社会福祉事業への協力

平成9年度より、地元の社会福祉事業に役立てていただくため、新潟市社会福祉協議会に対しまして寄贈を継続しております。また、令和5年度より、「チャリティーゴルフコンペ」の開催時に協力された募金を新潟市社会福祉協議会へ寄贈しております。

(2) しんくみピーターバン募金

新潟県信用組合協会、オリエントコーポレーションと県内の信用組合が協力して、クレジットカード「しんくみピーターバンカード」の利用代金の一部を、難病や障がいを持つ子供と家族の支援や、子供と家族の健全育成のための社会福祉事業の充実を目的に「しんくみピーターバン募金」活動をしております。

(3) 献血活動

毎年9月の「しんくみの日」週間にあわせて、役職員による献血活動を継続実施しています。

※活動内容はP14、P15にも掲載しております。



興栄信用組合

役職員数 : 36人
店舗数 : 5店舗

預金積金・出資金

※地域に貢献する〈こうえい〉の状況

当組合は地元の中小零細企業者や住民が組合員となって、お互いに助け合い、発展して行くという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組合組織金融機関です。

一人一人の顔が見えるキメ細かな取引を基本としており、常に顧客の事業の発展や生活の質の向上に貢献するため組合員の利益を第一に考えることを活動の基本としております。

また、地域社会の一員として、当組合の経営資源を活用し地域社会と文化の向上に取組んでおります。

預金を通じた地域貢献

当組合は、地域のお客様からお預かりした預金積金は、地域の中小零細企業者・一般消費者の皆様への融資としての運用のほか預け金や有価証券による運用を行っています。

(1) 当組合の預金・積金状況

(単位:百万円)

	預金・積金区分	令和5年3月	令和6年3月
科目別残高	流動性計	8,536	8,515
	定期預金	15,834	15,592
	定期積金	1,080	1,086
	合計	25,451	25,194
人格別残高	個人	18,917	18,709
	個人事業者	3,438	3,350
	法人	3,096	3,133
	合計	25,451	25,194

(2) 特別金利定期預金の状況

当組合では、期間限定で特別金利を付した定期預金の取扱をしています。

(単位:百万円)

特別金利定期	令和5年3月	令和6年3月
	1,212	1,135

融資を通じた地域貢献

当組合は、地域のお客様からお預かりした預金積金を、地域経済の活性化のため、お客様の様々な要望にお応えし、円滑な資金供給を通じてお客様や地域社会に還元しています。

令和5年度の預貸率は41.37%です。

(1)当組合の貸出状況

【貸出金状況】

(単位:百万円)

科目別残高	融資区分	令和5年3月	令和6年3月
	割引手形	3	21
	手形貸付	596	630
	証書貸付	9,455	9,343
	当座貸越	441	427
	合 計	10,496	10,423
人 格 別	個 人	2,225	2,086
	個人事業者	3,643	3,746
	法 人	4,627	4,590
	合 計	10,496	10,423

(2)制度融資の取扱状況

当組合は、新潟県や新潟市の中小企業向け制度融資の取扱窓口に指定されご利用を頂いております。

【制度融資状況】

(単位:百万円)

	融資区分	件 数	残 高
新潟市	新潟市一般融資他	77	152
新潟県	事業再生資金他	176	1,594
合 計		253	1,746

(3)特別融資の概要と実績

当組合では、中小零細企業者への経営安定と地域の資金ニーズにお応えするため、次のような融資要件の特別融資「あーよかった」を発売し好評を頂いております。

※ 融資金額 : 100千円以上30,000千円以内

※ 融資期間 : 1年以上10年以内

【特別融資状況】

(単位:百万円)

	商品名	件 数	残 高
証書貸付	あーよかった	103	252

(4)令和6年能登半島地震復旧特別融資の概要と実績

※融資金額 30,000千円以内

※融資期間 1年以上10年以内

※資金使途 復旧に伴う設備資金

(単位:百万円)

	商品名	件 数	残 高
証書貸付	令和6年能登半島地震復旧特別融資	4	4

ご融資・支援サービス

お客様 組合員



組合員数 : 9,112人
出 資 金 : 177百万円

地域サービスの充実

ATMの設置状況

全店舗全てにATM(自動預金・払出機)を設置しております。なお、サービス内容は下記によるご利用ができます。

	稼働日		稼働時間			
	平日	土日 祝日	平日 自	平日 至	土日 祝日 自	土日 祝日 至
本 店	○	○	AM 8:00	PM 8:00	AM 9:00	PM 5:00
大野支店	○	×	AM 8:45	PM 5:30	—	—
赤塚支店	○	○	AM 8:00	PM 8:00	AM 9:00	PM 5:00
寺尾支店	○	×	AM 8:45	PM 5:30	—	—
酒屋支店	○	×	AM 8:45	PM 5:30	—	—

全国信組ネット状況

全国の信用組合が提携して、現金自動預払機(CD-ATM)の利用手数料を無料化したしております。

当組合は、このネット網「しんくみお得ねっと」サービスに参加しておりますので、「こうえい」のキャッシュカードは全国のどこでもお得で便利にお使い頂けます。

セブン銀行とのATM利用提携を行い、全国のセブンイレブン・イトーヨーカドーにあるセブン銀行ATM(ATMが設置されていない地域・店舗もございます。)で、当組合のキャッシュカードでのご入金、ご出金、残高照会にご利用いただけます。平日8:45~18:00土曜日9:00~14:00は手数料が無料となります。それ以外の場合および祝日のご利用は110円の手数料がかかります。

■キャッシュカードお取扱上のご注意

最近、偽造・盗難キャッシュカードにより預金不正に引き出される被害が増えています。

被害を未然に防ぐため、キャッシュカードや暗証番号の管理には十分ご注意ください。

偽造キャッシュカードを用いて預金不正に引き出された被害の6割弱のケースで類推されやすい暗証番号を使用していたという調査結果もあります。

キャッシュカードをご利用のお客様で類推されやすい暗証番号を使用されているお客様はすみやかに暗証番号を変更してください。

※類推されやすい暗証番号

例)生年月日、自宅の電話番号・番地、勤務先の電話番号・番地、自動車等のナンバー等。

暗証番号の変更手続

本支店の窓口にご相談ください。またATMで簡単にキャッシュカードの暗証番号の変更手続ができますのでご利用ください。

キャッシュカード紛失・盗難時の緊急連絡

万一、暗証番号を他人に知られたり、キャッシュカードが盗難・紛失にあった場合には下記緊急連絡先までご連絡ください。またキャッシュカードの盗難・偽造被害に遭われた際には、最寄りの警察にも届出てください。

キャッシュカード紛失・盗難時の緊急連絡先

受付曜日	受付時間帯	連絡先電話番号	連絡先名称
平日	0:00~8:45	047-498-0151	信組ATMセンター
		025-262-3331	本店
		025-377-2443	大野支店
		025-239-2145	赤塚支店
		025-268-3631	寺尾支店
		025-280-2570	酒屋支店
土曜・日曜・祝日	17:00~24:00	047-498-0151	信組ATMセンター
	0:00~24:00	047-498-0151	信組ATMセンター

■こうえいトピックス



営業店後援会親睦旅行

各店舗毎に後援会会員参加による行事を実施しております。令和5年度は赤塚支店と寺尾支店で日帰り旅行等を実施しました。



〈後援会の活動状況〉

名 称	会員数	主な活動状況
本店信友会	113人	本店信友会・寺尾支店興友会 合同ゴルフ大会〔R5.6.28 新潟ゴルフ倶楽部〕
大野支店大信会	57人	大野支店大信会 ゴルフ大会〔R5.6.26 新潟ゴルフ倶楽部〕 大野支店大信会 忘年会〔R5.11.29 割烹山六〕
赤塚支店信友会	91人	赤塚支店信友会 日帰り旅行〔R5.3.14 笹倉温泉「龍雲荘」〕 赤塚支店信友会・白鳥クラブ合同ゴルフ大会〔R5.6.7 新潟ゴルフ倶楽部〕 赤塚支店信友会 納涼会〔R5.9.8 多宝温泉「だいの湯」〕
寺尾支店興友会	45人	本店信友会・寺尾支店興友会 合同ゴルフ大会〔R5.6.28 新潟ゴルフ倶楽部〕 寺尾支店興友会 日帰り研修親睦会〔R5.7.13 スワダオープンファクトリー他〕
酒屋支店信友会	43人	酒屋支店信友会・酒屋興友ゴルフ会 ゴルフ大会〔R5.6.18 ノーブルウッドゴルフクラブ〕 酒屋支店信友会 忘年会〔R5.12.1 一龍〕



「しんくみの日」週間

9月の「しんくみの日」において、「献血協力活動」「各店舗周辺の清掃活動」並びにご来店のお客様へ「花の種プレゼント」を実施致しました。献血協力活動では、職員7名が献血活動を行いました。



第24回チャリティゴルフ大会開催



令和5年9月13日（水）新潟カントリー倶楽部にて55名のご参加を頂き開催しました。参加された皆様からのチャリティ募金（55,000円）を新潟市社会福祉協議会へ贈呈致しました。

内野まつりに参加

令和5年9月15日（金）に行われました内野祭り大民謡流しに役職員が参加致しました。



社会福祉協議会への寄付金贈呈

令和5年9月15日（金）社会福祉事業に役立てていただく為、新潟市社会福祉協議会に20万円寄付金を贈呈致しました。

しんくみピーターパン募金

「しんくみピーターパン募金」活動として、当組合営業区域内の新潟市西区「NPO法人学童保育にしっ子」に対し贈呈致しました。



窓口営業時間変更(昼休み導入)のお知らせ

当組合4店舗につきましては、少人数で、より安全かつ効率的な店舗運営を図るため、下記の通り窓口の営業時間を変更して11時30分から12時30分までの1時間を昼休みとしております。

お客様にはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

対象店

大野支店

赤塚支店

寺尾支店

酒屋支店

窓口営業時間（平日）
午前の部 9：00～11：30
午後の部 12：30～15：00

11:30～12:30は
昼休みといたします。

最寄り店（窓口営業時間に変更はございません）

店舗名	所在地	電話番号
本店	新潟市西区内野町1066番地	025-262-3331

※ATMコーナーの営業時間は、変更ございません。（昼休み中も通常通りご利用いただけます）

資料編

経理・経営内容	17
貸借対照表	17
損益計算書	19
剰余金処分計算書	20
報酬体系について	20
業務純益	21
資金運用勘定、調達勘定の平均残高等	21
粗利益	21
総資産利益率	21
総資金利鞘等	21
預貸率および預証率	21
受取利息および支払利息の増減	22
1店舗当りの預金および貸出金残高	22
常勤従業員1人当りの預金および貸出金残高	22
役務取引の状況	22
その他業務収益の内訳	23
経費の内訳	23
自己資本の構成に関する事項	24
自己資本の充実度に関する事項	25
信用リスクに関する事項	26
(証券化エクスポージャーを除く)	
信用リスク削減手法に関する事項	28
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	28
証券化エクスポージャーに関する事項	28
出資等エクスポージャーに関する事項	28
リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	28
金利リスクに関する事項	28
自己資本調達手段の概要	29
預金関係	29
預金種目別平均残高	29
財形貯蓄残高	29
定期預金種類別残高	29
預金者別預金残高	29
貸出金関係	30
貸出金種類別平均残高	30
貸出金金利区分別残高	30
貸出金使途別残高	30
個人ローン・住宅ローン残高	30
貸出金担保別残高	30
債務保証見返担保別内訳	30
貸出金業種別残高・構成比	31
金融再生法開示債権の保全・引当状況	32
金融再生法開示債権とリスク管理債権の比較	32
貸倒引当金の内訳	33
貸出金償却額	33
有価証券関係	34
有価証券種類別平均残高	34
公共債引受額	34
有価証券、金銭の信託等の取得価格または契約価格、時価及び評価損益	34
有価証券の種類別残存期間別残高	34
満期保有目的の債券	35
その他有価証券	35
時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額	35
金銭の信託	35
その他の業務	36
代理貸付残高の内訳	36
内国為替取扱実績	36
主な手数料一覧	36
主要な事業の内容	37
預金業務	37
ご融資／個人向け融資	38
ご融資／事業者向け融資	38
各種サービスのご案内	39
代理業務	39
開示項目一覧	41

貸借対照表

(単位:千円)

資 産	令和4年度	令和5年度
(資 産 の 部)		
現 金	344,741	348,793
預 け 金	8,418,074	8,273,875
有 価 証 券	7,459,038	7,457,308
国 債	—	—
地 方 債	393,051	271,484
社 債	2,925,004	2,996,325
株 式	117,146	154,789
そ の 他 の 証 券	4,023,836	4,034,709
貸 出 金	10,496,901	10,423,225
割 引 手 形	3,273	21,893
手 形 貸 付	596,244	630,151
証 書 貸 付	9,455,863	9,343,753
当 座 貸 越	441,519	427,427
そ の 他 資 産	226,321	279,745
未 決 済 為 替 貸	1,851	6,177
全 信 組 連 出 資 金	160,700	160,700
未 収 収 益	46,599	36,429
そ の 他 の 資 産	17,170	76,439
有 形 固 定 資 産	203,203	207,707
建 物	81,720	81,837
土 地	102,138	102,138
リ ー ス 資 産	—	—
その他の有形固定資産	19,344	23,731
無 形 固 定 資 産	1,031	1,031
その他の無形固定資産	1,031	1,031
繰 延 税 金 資 産	6,288	6,305
債 務 保 証 見 返	26,680	24,016
貸 倒 引 当 金	▲ 56,861	▲ 89,818
(うち個別貸倒引当金)	(▲ 52,067)	(▲ 79,700)
合 計	27,125,418	26,932,191

負債及び組合員勘定	令和4年度	令和5年度
(負 債 の 部)		
預 金 積 金	25,451,849	25,194,077
当 座 預 金	139,379	98,150
普 通 預 金	8,317,621	8,408,029
貯 蓄 預 金	6	6
通 知 預 金	40,300	—
定 期 預 金	15,834,062	15,592,317
定 期 積 金	1,080,981	1,086,528
そ の 他 の 預 金	39,497	9,043
借 用 金	—	—
当 座 借 越	—	—
そ の 他 負 債	24,408	32,699
未 決 済 為 替 借	2,335	6,857
未 払 費 用	7,848	10,579
給 付 補 て ん 備 金	645	751
未 払 法 人 税 等	450	450
前 受 収 益	3,534	3,609
払 戻 未 済 金	—	758
資 産 除 去 債 務	7,725	7,877
そ の 他 の 負 債	1,870	1,816
賞 与 引 当 金	5,486	4,964
退 職 給 付 引 当 金	18,683	18,553
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	20,670	22,860
睡眠預金払戻損失引当金	—	—
偶 発 損 失 引 当 金	16,002	11,624
繰 延 税 金 負 債	—	—
債 務 保 証	26,680	24,016
負 債 の 部 合 計	25,563,779	25,308,794
(純 資 産 の 部)		
出 資 金	177,526	177,536
普 通 出 資 金	177,526	177,536
利 益 剰 余 金	1,663,249	1,684,429
利 益 準 備 金	177,007	177,526
そ の 他 利 益 剰 余 金	1,486,242	1,506,903
特 別 積 立 金	1,110,000	1,110,000
当 期 未 処 分 剰 余 金	376,242	396,903
組 合 員 勘 定 合 計	1,840,775	1,861,965
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	▲ 279,136	▲ 238,568
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	▲ 279,136	▲ 238,568
純 資 産 の 部 合 計	1,561,639	1,623,396
合 計	27,125,418	26,932,191

注 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8年～50年 その他 3年～20年

5. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法を採用しております。

6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権、それと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）及び現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）の債権については、以下のなお書に記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類毎に分類、1年間又は一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した平均値に基づき損失率に基づいて計上しております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、当該部署から独立した部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は309百万円であります。

8. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

9. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合設立型企業年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項（令和5年3月31日現在）

年金資産の額 219,079百万円

年金財政計算上の数理債務の額 216,116百万円

差引額 2,962百万円

(2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合

(自令和4年4月1日 至令和5年3月31日) 0.171%

(3) 補足説明

上記（1）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高11,094百万円および別途積立金14,056百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間10年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金2百万円を費用処理しています。なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に集めることで算定されたため上記（2）の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しません。

また、当組合は確定拠出型の制度として中小企業退職金共済金制度に加入しており、掛金1百万円を費用処理しております。

10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

11. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。

12. 顧客との契約から生じる収益の計上時期は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点としております。また顧客との契約から生じる収益の計上額は、財又はサービスと交換に受け取ると思込まれる金額で算出しております。

13. 翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 89百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計指針として6.に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出金の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出金の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出金の業績悪化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸出引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

14. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行なっております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、貸出業務取扱規程及び信用リスク管理規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査管理部により行われ、定期的に又は必要に応じて、経営陣による審査常勤理事会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の情報の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、ALM委員会によって金利の変動リスクを管理し、今後の対応策等の協議を行っております。

日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、毎月理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当組合は、為替の変動リスクに関して、個別の案件毎に管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の監督の下、余裕資金運用基準に従い行われております。このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務部で保有している株式の多くは、純投資目的及び事業推進目的で保有しているものであり、

保有先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。これらの情報は総務部を通じ、理事
会及びALM委員会において定期的に報告されております。

(ⅳ) 市場リスクに係る定量的情報

当組合全体の市場リスク量として用いるVaRの算定にあたっては、分散共分散法（保有期間
120日、信頼区間99%、観測期間5年）を採用しております。

令和6年3月31日現在で、当組合の市場リスク量（損失額の推定値）は、全体で828百万円
であります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALM委員会を通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環
境を考慮した長短バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された
価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる
前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち、預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に
代わる金額を含めて開示しております。

15. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、
市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。（(注2) 参照）

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金 (*1)	8,273	8,255	△ 18
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	350	295	△ 54
その他有価証券	7,072	7,072	－
(3) 貸出金 (*1)	10,423		
貸倒引当金 (*2)	△ 89		
	10,333	10,531	198
金融資産計	26,029	26,154	124
(1) 預金積金 (*1)	25,194	24,888	△ 306
金融負債計	25,194	24,888	△ 306

(*1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が
含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価とし
ております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規預け金を行った場
合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定し、当該現在価値とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっておりま
す。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。投資信託は市場にお
ける取引価格が存在している場合は、当該価格を時価としております。市場における取引価格が存
在しない投資信託については、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重
要な制限がない場合、基準価額を時価としており、当該重要な制限がある場合は基準価額を時価と
みなしております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については16. から19. に記載しており
ます。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控
除する方法により算定し、その算定結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載
しております。

① 6ヶ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借

対照表上の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割

り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿簿価）を時価とみなしておりま
す。定期性預金の時価は、一定の金額をおよび期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元
利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれ
ておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 (*1)	34
全国信用協同組合連合会出資金 (*1)	160
合 計	195

(*1) 非上場株式及び全信組連出資金については企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開
示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

16. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「地方債」、「社債」、「株
式」、「その他有価証券」が含まれております。以下19まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
社 債	－百万円	－百万円	－百万円
そ の 他	－百万円	－百万円	－百万円
小 計	－百万円	－百万円	－百万円

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
社 債	－百万円	－百万円	－百万円
そ の 他	350 百万円	295 百万円	△ 54 百万円
小 計	350 百万円	295 百万円	△ 54 百万円
合 計	350 百万円	295 百万円	△ 54 百万円

(注) 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式に区分した有価証券はありません。

(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	119 百万円	40 百万円	79 百万円
債 券	1,093 百万円	1,077 百万円	15 百万円
地方債	180 百万円	174 百万円	5 百万円
社 債	913 百万円	902 百万円	10 百万円
そ の 他	891 百万円	835 百万円	55 百万円
外国証券	677 百万円	646 百万円	31 百万円
その他	213 百万円	189 百万円	24 百万円
小 計	2,104 百万円	1,953 百万円	150 百万円

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	－百万円	－百万円	－百万円
債 券	2,174 百万円	2,303 百万円	△ 128 百万円
地方債	91 百万円	100 百万円	△ 8 百万円
社 債	2,083 百万円	2,203 百万円	△ 119 百万円
そ の 他	2,793 百万円	3,054 百万円	△ 260 百万円
外国証券	1,069 百万円	1,101 百万円	△ 32 百万円
その他	1,724 百万円	1,952 百万円	△ 228 百万円
小 計	4,968 百万円	5,357 百万円	△ 389 百万円
合 計	7,072 百万円	7,310 百万円	△ 238 百万円

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したも
のであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著し
く下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについ
ては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失と
して処理（以下「減損処理」といふ。）しております。当事業年度における減損処理額
はありません。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得
原価に比べて50%程度以上下落した場合、時価が取得原価に比べて30%以上50%
未満下落し過去1年間に30%未満の下落率とならなかった場合（債券については格付
がB B B相当以上のものを除く）であります。

17. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

18. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却価格	売却益	売却損
233 百万円	22 百万円	－百万円	

19. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであり
ます。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	11 百万円	240 百万円	928 百万円	2,087 百万円
地方債	11 百万円	39 百万円	129 百万円	91 百万円
社 債	－百万円	200 百万円	799 百万円	1,996 百万円
そ の 他	－百万円	1,198 百万円	537 百万円	615 百万円
合 計	11 百万円	1,439 百万円	1,466 百万円	2,702 百万円

20. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は
次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並
びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破綻更生債権及びこれらに準ずる債権額	1 3 7 百万円
危険債権額	2 8 3 百万円
三月以上延滞債権額	4 百万円
貸出条件緩和債権額	6 百万円
合計額	4 3 2 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事
由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従っ
た債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債
権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産
更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶
予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決を行った貸出金で破産更生債権及びこ
れらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

21. 手形割引は、業種別委員会実務指針 24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け
入れた商業手形の額面金額は、21百万円であります。

22. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、
契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であ
ります。これらの契約に係る融資未実行残高は、4,264百万円であります。このうち原契約期間が1
年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが4,264百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必
ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、
金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒
絶又は契約極度額の増減をすることができるとの条件が付けられております。また、契約時において、必
要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続き
に基づき顧客の状況を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

23. 有形固定資産の減価償却累計額 683百万円

24. 有形固定資産の圧縮記帳額 32百万円

25. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、信組サーバ及び営業車両についてリース契約により使用して
います。

26. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 142百万円

27. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
有価証券減損損失	4 百万円
貸出金有税債額	77 百万円
貸倒引当金損金算入限度額超過額	22 百万円
固定資産減損損失	10 百万円
減価償却超過額	8 百万円
税務上の繰越欠損金（注）	27 百万円
その他	25 百万円
繰延税金資産小計	175 百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）	△ 27 百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 141 百万円
評価性引当額小計	△ 168 百万円
繰延税金資産合計	6 百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	0 百万円
繰延税金負債合計	0 百万円
繰延税金資産の純額	6 百万円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰延税期限別の金額 (単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	12	－	－	－	14	27
評価性引当額	△ 12	－	－	－	△ 14	△ 27
繰延税金資産	－	－	－	－	－	－

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

28. 為替取引等のため預け金1,828百万円を担保として提供しております。

29. 出資1口当たりの純資産額は9,144円04銭です。

損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
経 常 収 益	360,577	388,990
資 金 運 用 収 益	334,723	346,831
貸 出 金 利 息	185,515	192,966
預 け 金 利 息	11,046	11,299
有価証券利息配当金	130,205	134,517
その他の受入利息	7,956	8,049
役 務 取 引 等 収 益	10,848	16,384
受入為替手数料	5,438	5,267
その他の役務収益	5,410	11,117
そ の 他 業 務 収 益	3,023	2,056
国債等債券売却益	—	51
その他の業務収益	3,023	2,005
そ の 他 経 常 収 益	11,981	23,716
貸倒引当金戻入益	2,967	—
償 却 債 権 取 立 益	8,755	4,199
株 式 等 売 却 益	—	19,219
その他の経常収益	258	298
経 常 費 用	327,088	362,440
資 金 調 達 費 用	3,440	4,059
預 金 利 息	3,327	3,653
給付補てん備金繰入額	406	406
借 用 金 利 息	▲ 293	—
役 務 取 引 等 費 用	16,311	15,174
支 払 為 替 手 数 料	2,621	2,131
その他の役務費用	13,689	13,042
そ の 他 業 務 費 用	158	—
その他の業務費用	158	—
経 費	292,833	280,308
人 件 費	176,648	169,735
物 件 費	111,575	105,452
税 金	4,609	5,121
そ の 他 経 常 費 用	14,343	62,898
貸倒引当金繰入額	—	34,883
貸 出 金 償 却	4,531	27,730
その他の経常費用	9,812	283
経 常 利 益	33,489	26,549
特 別 利 益	—	384
固 定 資 産 処 分	—	384
特 別 損 失	0	0
固 定 資 産 処 分 損	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益	33,489	26,933
法人税、住民税及び事業税	450	450
法 人 税 等 調 整 額	▲ 17	▲ 17
法 人 税 等 合 計	432	432
当 期 純 利 益	33,056	26,501
繰越金(当期首残高)	343,186	370,401
当 期 未 処 分 剰 余 金	376,242	396,903

(注) 1.記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2.出資1口当りの当期純利益 149円12銭

剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
当期末処分剰余金	376,242	396,903
積立金取崩額	—	—
剰余金処分額	5,840	5,319
出資に対する配当金	5,321	5,309
	(年3%の割合)	(年3%の割合)
利益準備金	519	10
特別積立金	—	—
繰越金(当期末残高)	370,401	391,583

■財務諸表の適正性・有効性の確認

私は当組合の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第68期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認しました。

令和6年6月24日
理事長 清水一男
興栄信用組合

■法定監査の状況

当組合は、協同組織による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」には該当しないため法定監査を義務付けられておりませんが、経営の健全性や透明性を高める観点から、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である「山崎公認会計士事務所 公認会計士 山崎 真氏、伊藤伸介公認会計士事務所 公認会計士 伊藤 伸介氏」の監査を受けております。

報酬体系について

1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」とは、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては地位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 算定方法 c. 支払時期及び方法

(2) 令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 (単位：百万円)

区 分	支払報酬
対象役員に対する報酬等	26

注1. 対象役員に該当する者は理事4名です。

注2. 上記の内訳は、「基本報酬」23百万円、「退職慰労金」2百万円であります。「退職慰労金」は、当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員、当組合の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「主要な子法人等」とは、当組合の連結子法人等のうち、当組合の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

注3. 「同等額」は、令和5年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注4. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職給与規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることに関与せず、報酬体系はありません。

業務粗利益及び業務純益等

(単位:千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
資金運用収益	334,723	346,831
資金調達費用	3,440	4,059
資金運用収支	331,282	342,771
役務取引等収益	10,848	16,384
役務取引等費用	16,311	15,174
役務取引等収支	▲5,463	1,210
その他業務収益	3,023	2,056
その他業務費用	158	—
その他業務収支	2,865	2,056
業 務 粗 利 益	328,685	346,039
業務粗利益率	1.19%	1.27%
業 務 純 益	37,751	62,597
実質業務純益	37,751	67,920
コア業務純益	37,751	67,869
コア業務純益 (投資信託解約益を除く。)	37,751	65,069

- (注) 1. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$
 2. 業務純益 = 業務収益 - 業務費用
 3. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
 4. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

(単位:百万円、%)

科 目	年 度	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	令和4年度	27,446	326	1.19
	令和5年度	26,912	338	1.25
うち貸出金	令和4年度	10,325	185	1.79
	令和5年度	10,401	192	1.85
うち預け金	令和4年度	9,371	11	0.11
	令和5年度	8,736	11	0.12
うち有価証券	令和4年度	7,749	130	1.68
	令和5年度	7,775	134	1.73
資金調達勘定	令和4年度	26,307	3	0.01
	令和5年度	25,763	4	0.01
うち預金積金	令和4年度	26,016	3	0.01
	令和5年度	25,763	4	0.01
うち借入金	令和4年度	291	0	-0.10
	令和5年度	—	—	—

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和4年度1百万円、令和5年度1百万円)を控除して表示しております。

総資産経常利益率、総資産当期純利益率

(単位:%)

区 分	令和4年度	令和5年度
総 資 産 経 常 利 益 率	0.12	0.09
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.12	0.09

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

総資金利鞘等

(単位:%)

区 分	令和4年度	令和5年度
資 金 運 用 利 回 (a)	1.21	1.28
資 金 調 達 原 価 率 (b)	1.11	1.09
総 資 金 利 鞘 (a - b)	0.10	0.19

預貸率および預証率

(単位:%)

区 分	令和4年度	令和5年度
預 貸 率	期 末	41.24
	期中平残	39.69
預 証 率	期 末	29.30
	期中平残	29.78

受取利息および支払利息の増減

(単位:千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
受 取 利 息 の 増 減	3,212	7,461
支 払 利 息 の 増 減	▲ 329	620

1店舗当りの預金および貸出金残高

(単位:千円)

区 分	令和4年度	令和5年度
1 店 舗 当 り の 預 金 残 高	5,090,369	5,038,815
1 店 舗 当 り の 貸 出 金 残 高	2,099,380	2,084,645

(注) 預金残高には譲渡性預金を含んでおります。

常勤役職員1人当りの預金および貸出金残高

(単位:千円)

区 分	令和4年度	令和5年度
常勤役職員1人当りの預金残高	771,268	763,456
常勤役職員1人当りの貸出金残高	318,087	315,855

(注) 預金残高には譲渡性預金を含んでおります。

役務取引の状況

(単位:千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
役 務 取 引 等 収 益	10,848	16,384
受 入 為 替 手 数 料	5,438	5,267
そ の 他 の 受 入 手 数 料	5,404	8,114
その他の役務取引等収益	5	3,003
役 務 取 引 等 費 用	16,311	15,174
支 払 為 替 手 数 料	2,621	2,131
そ の 他 の 支 払 手 数 料	517	481
その他の役務取引等費用	13,172	12,560

その他業務収益の内訳

(単位:千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
国債等債券売却益	—	51
国債等債券償還益	—	—
その他の業務収益	3,023	2,005
その他業務収益合計	3,023	2,056

経費の内訳

(単位:千円)

項 目	令和4年度	令和5年度
人 件 費	174,748	167,545
報酬給料手当	142,433	136,819
退職給付費用	11,465	10,485
その他	20,849	20,240
物 件 費	111,575	105,452
事務費	62,694	56,236
固定資産費	20,087	21,445
事業費	5,727	7,185
人事厚生費	1,428	1,753
預金保険料	3,718	3,715
その他	17,920	15,116
税 金	4,609	5,121
経 費 合 計	290,933	278,118



新川漁港

自己資本比率規制 第3の柱（市場規律）に基づく開示

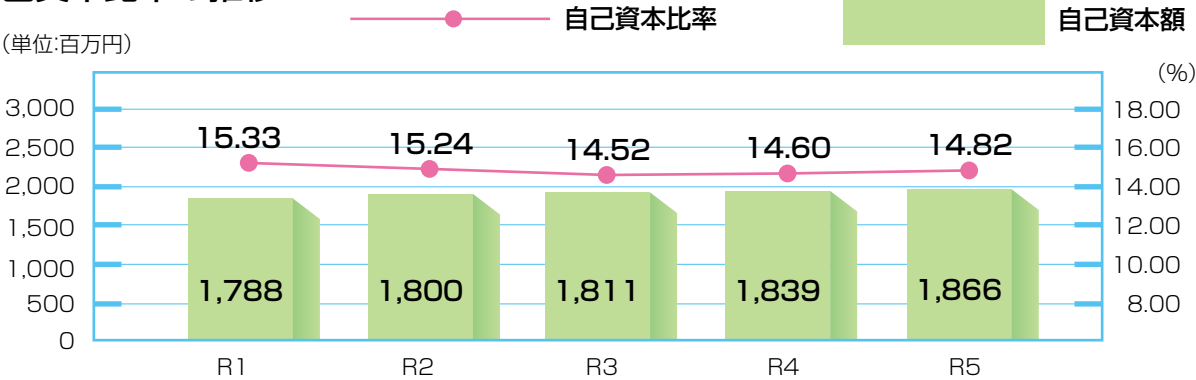
I.自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項 目	令和4年度	経過措置による 不算入額	令和5年度	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目（1）				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	1,835		1,856	
うち、出資金及び資本剰余金の額	177		177	
うち、利益剰余金の額	1,663		1,684	
うち、外部流出予定額（△）	5		5	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4		10	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	4		10	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	1,840		1,866	
コア資本に係る調整項目（2）				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	0		0	
うち、のれんに係るものの額	—		—	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	0		0	
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—		—	
適格引当金不足額	—		—	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—		—	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—		—	
前払年金費用の額	—		—	
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—		—	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—		—	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—		—	
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—		—	
特定項目に係る10%基準超過額	—		—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—		—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—		—	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—		—	
特定項目に係る15%基準超過額	—		—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—		—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—		—	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—		—	
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	0		0	
自己資本				
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	1,839		1,866	
リスク・アセット等（3）				
信用リスク・アセットの額の合計額	11,980		11,959	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	618		631	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額（二）	12,598		12,591	
自己資本比率				
自己資本比率（（ハ）／（二））	14.60 %		14.82 %	

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。また、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本比率の推移



Ⅱ.定量的な開示事項

(1)自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

項 目	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	11,980	479	11,959	478
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	11,955	478	11,931	477
(i) ソブリン向け	—	—	—	—
(ii) 金融機関向け	2,240	89	2,272	90
(iii) 法人等向け	3,383	135	3,191	127
(iv) 中小企業等・個人向け	740	29	638	25
(v) 抵当権付住宅ローン	596	23	562	22
(vi) 不動産取得等事業向け	1,681	67	1,815	72
(vii) 三月以上延滞等	171	6	108	4
(viii) 出資等	240	9	224	8
出資等のエクスポージャー	240	9	224	8
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	160	6	160	6
(xi) その他	2,741	109	2,958	118
② 証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	24	0	28	1
⑦ 中央精算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	618	24	631	25
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	12,598	503	12,591	503

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産並びにオフバランス取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. 「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポージャーです。土地、建物、繰延税金資産、貸出金の残高が1億円を超える個人及び法人の代表者とその家族等の信用リスク・アセットを含みます。
6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

(オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法)

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

÷8%

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(2)信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 <地域別・業種別・残存期間別>

(単位:百万円)

エクスポージャー 区分		令和4年度					令和5年度				
		信用リスク エクスポージャー 期末残高	貸出金、コミ メント及びその 他のデリバティブ以外の オフバランス取引	債 券	デリバティブ 取引	三月 以上延滞 エク スポージャー	信用リスク エクスポージャー 期末残高	貸出金、コミ メント及びその 他のデリバティブ以外の オフバランス取引	債 券	デリバティブ 取引	三月 以上延滞 エク スポージャー
国	内	24,169	10,548	3,400	－	202	24,098	10,460	2,887	－	145
国	外	2,902	－	2,102	－	－	2,704	－	2,704	－	－
地 域 別 合 計		27,071	10,548	5,502	－	202	26,802	10,460	5,591	－	145
製 造 業		1,353	646	706	－	19	1,259	552	706	－	21
農 業 、 林 業		230	230	－	－	－	228	228	－	－	－
漁 業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建 設 業		1,578	1,578	－	－	58	1,495	1,495	－	－	38
電気・ガス・熱供給・水道業		300	－	300	－	－	500	－	500	－	－
情 報 通 信 業		1,507	－	1,506	－	－	1,406	－	1,406	－	－
運 輸 業 、 郵 便 業		32	32	－	－	－	26	26	－	－	－
卸 売 業 、 小 売 業		1,174	974	200	－	17	1,059	859	200	－	0
金 融 業 、 保 険 業		10,876	612	1,552	－	－	10,929	917	1,554	－	－
不 動 産 業		3,835	2,471	－	－	54	4,141	2,699	－	－	39
物 品 質 貸 業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
宿 泊 業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
飲 食 業		437	437	－	－	6	433	433	－	－	6
生活関連サービス業、娯楽業		121	121	－	－	18	109	109	－	－	18
教 育 ・ 学 習 支 援 業		142	142	300	－	－	137	137	－	－	－
医 療 、 福 祉		150	150	－	－	－	143	143	－	－	－
そ の 他 の サ ー ビ ス		599	599	－	－	－	580	580	－	－	－
そ の 他 の 産 業		435	135	－	－	－	425	124	300	－	－
国・地方公共団体等		1,624	189	935	－	－	1,383	61	922	－	－
個 人		2,227	2,227	－	－	26	2,088	2,088	－	－	20
そ の 他		834	－	－	－	－	908	－	－	－	－
業 種 別 計		27,460	10,548	5,502	－	202	27,259	10,460	5,591	－	145
1 年 以 下		9,215	1,262	114	－	－	5,478	1,219	14	－	－
1 年 超 3 年 以 下		961	466	294	－	－	1,078	381	396	－	－
3 年 超 5 年 以 下		1,645	821	324	－	－	4,439	619	419	－	－
5 年 超 7 年 以 下		1,785	784	900	－	－	2,443	1,439	1,004	－	－
7 年 超 1 0 年 以 下		2,852	2,087	765	－	－	1,860	1,255	505	－	－
1 0 年 超		8,085	4,982	3,103	－	－	8,612	5,459	3,153	－	－
期 間 の 定 め の な い も の		2,183	144	－	－	－	2,547	85	－	－	－
そ の 他		731	－	－	－	－	799	－	－	－	－
残 存 期 間 別 合 計		27,460	10,548	5,502	－	－	27,259	10,460	5,493	－	－

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ取引」以外のオフバランス取引とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフバランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産全部又は一部を把握する事が困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、預け金、有形固定資産、その他の資産等が含まれます。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和 4 年度	4	4	－	4	4
	令和 5 年度	4	10	－	4	10
個別貸倒引当金	令和 4 年度	63	52	8	54	52
	令和 5 年度	52	79	1	50	79
合 計	令和 4 年度	67	56	8	58	56
	令和 5 年度	56	89	1	54	89

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	令和4年度						令和5年度					
	個別貸倒引当金					貸出金 償 却	個別貸倒引当金					貸出金 償 却
	期首 残高	当 期 増加額	当期減少額		期末 残高		期首 残高	当 期 増加額	当期減少額		期末 残高	
			目的 使用	その他					目的 使用	その他		
製造業	5	5	—	5	5	—	5	5	—	5	5	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	11	10	2	9	10	4	10	14	1	9	14	26
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	13	7	5	8	7	0	7	6	—	7	6	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	2	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	1
生活関連サービス業、娯楽業	27	26	—	27	26	—	26	23	—	26	23	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	27	—	—	27	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	2	1	0	1	1	—	1	1	0	1	1	—
合計	63	52	8	54	52	4	52	79	1	50	79	27

(注) 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
金額百万円未満は切り捨てて表示しております。

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	令和4年度		令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	1,851	—	1,627
10%	—	2,465	—	2,077
20%	550	10,350	650	10,515
35%	—	1,703	—	1,606
50%	2,009	279	2,289	278
75%	—	1,052	—	909
100%	1,840	5,202	1,638	5,630
150%	—	41	—	28
200%	—	—	—	—
250%	—	101	—	6
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	4,400	23,049	4,578	22,681

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限りです。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央精算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
4. CVAリスクおよび中央精算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(3)信用リスク削減手法に関する事項

＜信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー＞

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		371	454	—	—	—	—
①ソブリン向け		—	—	—	—	—	—
②金融機関向け		—	—	—	—	—	—
③法人等向け		251	333	—	—	—	—
④中小企業等・個人向け		52	58	—	—	—	—
⑤抵当権付住宅ローン		12	—	—	—	—	—
⑥不動産取得等事業向け		30	27	—	—	—	—
⑦三月以上延滞等		—	—	—	—	—	—
⑧出資等		—	—	—	—	—	—
出資等のエクスポージャー		—	—	—	—	—	—
重要な出資のエクスポージャー		—	—	—	—	—	—
⑨その他		23	34	—	—	—	—

(注) 1.当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2.上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。
3.「その他」とは、①～⑧に区分されないエクスポージャーです。具体的には小口分散基準超過エクスポージャーが含まれます。

(4)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません

(5)証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません

(6)出資等エクスポージャーに関する事項

出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上 場 株 式 等	50	82	40	119
非上場株式等	34	34	34	34
合 計	85	116	75	154

(注)投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等を含めて記載しています。

出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
売却益	—	—
売却損	—	—
償却	—	—

※ 損益計算書における損益の額を記載しております。

貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
評価損益	▲ 279	▲ 238

※ 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

(7)リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当ありません

(8)金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
		ΔEVE		ΔNII	
		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
1	上方パラレルシフト	402	507	0	14
2	下方パラレルシフト	0	0	4	0
3	スティープ化	376	443		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	402	507	4	14
		令和4年度		令和5年度	
8	自己資本の額	1,839		1,866	

(注)金利リスクの算出手法の概要等は、貸借対照表の注記に記載しております。

(9)自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金および利益剰余金等により構成されています。

発行主体	興栄信用組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	177百万円

預金関係

預金種目別平均残高

(単位:千円、%)

種 目	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流 動 性 預 金	9,001,376	34.6	8,974,315	34.8
定 期 性 預 金	17,014,748	65.4	16,789,251	65.1
そ の 他 の 預 金	—	—	—	—
合 計	26,016,124	100.0	25,763,567	100.0

財形貯蓄残高

(単位:千円)

項 目	令和4年度	令和5年度
財 形 貯 蓄 残 高	1,058	847

定期預金種類別残高

(単位:千円、%)

項 目	令和4年度		令和5年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
定 期 預 金	15,834,062	100.0	15,592,318	100.0
固 定 金 利 定 期 預 金	15,822,936	99.9	15,579,559	99.9
変 動 金 利 定 期 預 金	4,203	0.0	4,203	0.0
そ の 他 の 定 期 預 金	6,922	0.0	8,555	0.0

預金者別預金残高

(単位:千円、%)

項 目	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	22,355,662	87.8	22,060,259	87.5
法 人	3,096,186	12.1	3,133,817	12.4
一 般 法 人	2,872,356	11.2	2,914,530	11.5
金 融 機 関	8,692	0.0	4,162	0.0
公 金	15	0.0	15	0.0
合 計	25,451,849	100.0	25,194,077	100.0

貸出金関係

貸出金種類別平均残高

(単位:千円、%)

科 目	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割 引 手 形	8,484	0.0	17,846	0.1
手 形 貸 付	567,810	5.5	652,137	6.2
証 書 貸 付	9,367,004	90.7	9,350,127	89.9
当 座 貸 越	382,653	3.7	380,938	3.6
合 計	10,325,952	100.0	10,401,050	100.0

貸出金金利区分別残高

(単位:千円、%)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
貸 出 金	10,496,901	100.0	10,423,225	100.0
固 定 金 利 貸 出 金	5,290,213	50.4	5,156,612	49.5
変 動 金 利 貸 出 金	5,206,688	49.6	5,266,613	50.5

貸出金使途別残高

(単位:千円、%)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	5,279,829	50.3	4,878,965	50.3
設 備 資 金	5,217,071	49.7	5,544,258	49.7
合 計	10,496,901	100.0	10,423,225	100.0

個人ローン・住宅ローン残高

(単位:千円、%)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人 ロ ー ン	663,606	31.0	437,964	31.0
住 宅 ロ ー ン	1,470,587	68.9	1,496,856	68.9
合 計	2,134,193	100.0	1,934,820	100.0

貸出金担保別残高

(単位:千円、%)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
当 組 合 預 金 積 金	371,239	3.5	474,353	4.5
有 価 証 券	—	—	—	—
動 産	—	—	—	—
不 動 産	4,472,338	42.6	4,663,659	44.7
そ の 他	34,448	0.3	27,080	0.2
信用保証協会・信用保険	2,523,426	24.0	2,126,837	20.4
保 証	1,873,972	17.8	1,755,310	16.8
信 用	1,221,476	11.6	1,375,984	13.2
合 計	10,496,901	100.0	10,423,225	100.0

(注)民間保証会社については、平成26年度までは「信用保証協会・信用保険」欄に計上しておりましたが、平成27年度より「保証」欄に計上しております。

債務保証見返担保別内訳

(単位:千円、%)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
当 組 合 預 金 積 金	—	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—	—
動 産	—	—	—	—
不 動 産	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—
信用保証協会・信用保険	—	—	—	—
保 証	—	—	—	—
信 用	26,680	100.0	24,016	100.0
合 計	26,680	100.0	24,016	100.0

貸出金業種別残高・構成比

(単位:千円、%)

業 種 別	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
製 造 業	587,544	5.6	503,126	4.8
農 業 、 林 業	192,436	1.8	200,718	1.9
漁 業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建 設 業	1,483,152	14.1	1,412,593	13.6
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業	28,207	0.3	24,475	0.2
卸 売 業 、 小 売 業	931,800	8.9	836,115	8.0
金 融 業 、 保 険 業	611,304	5.8	901,434	8.6
不 動 産 業	2,404,651	22.9	2,647,980	25.4
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	42,454	0.4	41,940	0.4
宿 泊 業	—	—	—	—
飲 食 業	401,878	3.8	383,050	3.7
生活関連サービス業、娯楽業	106,747	1.0	97,807	0.9
教 育 、 学 習 支 援 業	94,361	0.9	92,306	0.9
医 療 、 福 祉	150,022	1.4	143,004	1.4
その他のサービス	503,768	4.8	494,475	4.7
そ の 他 の 産 業	135,324	1.3	124,980	1.2
小 計	7,673,652	73.1	7,904,008	75.8
国・地方公共団体等	189,000	1.8	61,000	0.6
雇用・能力開発機構等	—	—	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	2,634,248	25.1	2,458,216	23.6
合 計	10,496,901	100.0	10,423,225	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況
(単位:百万円、%)

区 分		債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)	保全率 (D)/(A)	貸倒引当率 (C)/(A-B)
破綻更生債権及びこれらに準ずる債権	令和４年度	172	147	25	172	100.00	100.00
	令和５年度	137	114	23	137	100.00	100.00
危険債権	令和４年度	186	159	27	186	100.00	100.00
	令和５年度	283	227	56	283	100.00	100.00
要管理債権	令和４年度	57	20	0	20	36.25	0.24
	令和５年度	10	10	0	10	100.00	0.00
3ヶ月以上延滞債権	令和４年度	19	14	0	14	75.27	0.61
	令和５年度	4	4	0	4	100.00	0.00
貸出条件緩和債権	令和４年度	37	5	0	5	15.57	0.18
	令和５年度	6	6	0	6	100.00	0.00
不良債権計 (E)	令和４年度	416	327	52	379	91.22	58.80
	令和５年度	432	352	79	432	100.00	98.75
正常債権	令和４年度	10,132	※ 不良債権比率 (E)/(F)				
	令和５年度	10,028					
合 計 (F)	令和４年度	10,548			令和４年度	3.95	
	令和５年度	10,460			令和５年度	4.13	

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

- (注)
- 1.「破綻更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3.「要管理債権」とは、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。
4.「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金(上記1.及び2.に掲げるものを除く)です。
5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利子の支払猶予、元本の支払猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1.2.及び4.に掲げるものを除く)です。
6.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権で、「破綻更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「3ヶ月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」以外の債権です。
7.「担保・保証等(B)」は自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計です。
8.「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
9.金額は決算後(償却後)の計数です。

金融再生法開示債権とリスク管理債権の比較
(単位:百万円)

金融再生法(総与信)			リスク管理債権(貸出金)				
開示債権	債権額	うち貸出金	破綻先債 権	延滞債権	3ヶ月以上延滞債権	貸出条件緩和債権	計
破綻更生債権 これらに準ずる債権	137	136	38	98	－	－	136
(破綻先債権)	(39)	(38)	(38)	－	－	－	(38)
(実 質) 破綻先債権	(98)	(98)	－	(98)	－	－	(98)
危険債権	283	283	－	283	－	－	283
(個別引当対象額計)	421	(420)	38	381	－	－	420
要管理債 権	10	10	－	－	4	6	10
小 計	432	431	38	381	4	6	431
正常債権	10,028	9,992					
債権額合計	10,460	10,423					

*記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

項 目	令和4年度		令和5年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	4	0	10	5
個別貸倒引当金	52	▲ 10	79	27
貸倒引当金合計	56	▲ 10	89	32

貸出金償却額

(単位:百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
貸出金償却額	4	27



大野支店



赤塚支店



寺尾支店



酒屋支店

有価証券関係

有価証券種類別平均残高

(単位:千円、%)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	96,571	1.2	—	—
地 方 債	342,213	4.4	375,719	4.8
社 債	3,006,875	38.8	3,064,739	39.4
株 式	85,983	1.1	85,138	1.1
そ の 他 の 証 券	4,217,636	54.4	4,249,406	54.6
貸 付 有 価 証 券	—	—	—	—
合 計	7,749,279	100.0	7,775,004	100.0

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

公 共 債 引 受 額

(単位:千円)

項 目	令和4年度	令和5年度
国 債	—	—
政 府 保 証 債	—	—
合 計	—	—

有価証券、金銭の信託等の取得価格または契約価格、時価及び評価損益

(単位:千円)

項 目		取得価格または契約価格	時 価	評 価 損 益
有 価 証 券	令和 4 年度末	7,459,038	7,409,989	▲ 49,049
	令和 5 年度末	7,457,308	7,402,759	▲ 54,549
金 銭 の 信 託	令和 4 年度末	—	—	—
	令和 5 年度末	—	—	—
デリバティブ等商品	令和 4 年度末	—	—	—
	令和 5 年度末	—	—	—

(注) 1. 「時価」は「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成11年1月22日)に定める時価に基づいて表示しております。なお、時価のないものについては、帳簿価格で表示しております。
2. デリバティブ等商品とは、預金等と協同組合による金融事業に関する法律施行規則第5条の7第1項第5号に掲げる取引(金融先物取引、金融等デリバティブ取引、先物外国為替取引、有価証券デリバティブ取引等)を組合せた商品です。

有価証券の種類別残存期間別残高

●令和4年度

(単位:千円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定めのない	合 計
国 債	—	—	—	—	—	—	—	—
地 方 債	101,927	—	25,607	104,794	62,881	97,841	—	393,051
社 債	—	101,745	199,320	204,189	494,234	1,925,515	—	2,925,004
株 式	—	—	—	—	—	—	117,146	117,146
外 国 証 券	—	206,244	95,720	580,339	190,490	1,004,118	—	2,076,911
そ の 他 の 証 券	—	178,970	427,200	91,690	—	—	1,249,065	1,946,925
合 計	101,927	486,959	747,847	981,012	747,605	3,027,475	1,366,211	7,459,038

●令和5年度

(単位:千円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定めのない	合 計
国 債	—	—	—	—	—	—	—	—
地 方 債	—	—	20,777	103,083	56,186	91,437	—	271,484
社 債	—	200,402	—	510,534	289,100	1,996,287	—	2,996,325
株 式	—	—	—	—	—	—	154,789	154,789
外 国 証 券	—	204,248	390,071	386,350	151,580	965,216	—	2,097,466
そ の 他 の 証 券	—	261,520	258,560	—	84,500	—	1,332,663	1,937,243
合 計	—	666,170	669,408	999,967	581,367	3,052,941	1,487,452	7,457,308

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	350	300	▲ 49	350	295	▲ 54
	小 計	350	300	▲ 49	350	295	▲ 54
合 計		350	300	▲ 49	350	295	▲ 54

- (注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
2. 「社債」には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。
3. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	82	50	31	119	40	79
	債券	1,010	988	22	1,093	1,077	15
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	295	285	10	180	174	5
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	715	703	12	913	902	10
	その他	1,057	1,014	42	891	835	55
	小 計	2,150	2,054	96	2,104	1,953	150
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	2,307	2,403	▲ 95	2,174	2,303	▲ 128
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	97	100	▲ 2	91	100	▲ 8
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	2,209	2,303	▲ 93	2,083	2,203	▲ 119
	その他	2,616	2,895	▲ 279	2,793	3,054	▲ 260
	小 計	4,923	5,299	▲ 375	4,968	5,357	▲ 389
合 計		7,074	7,353	▲ 279	7,072	7,310	▲ 238

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
2. 「社債」には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。
3. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額

(単位:百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
満期保有目的の債券	—	—
非上場外国証券	—	—
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	—	—
子会社・子法人等株式	—	—
関連法人等株式	—	—
その他有価証券	34	34
非上場株式	34	34
非上場外国証券	—	—

金銭の信託

該当ありません。

その他の業務

代理貸付残高の内訳

(単位:千円)

区 分		令和4年度	令和5年度
全国信用協同組合連合会		26,680	24,016
商工組合中央金庫		—	—
日本政策 金融公庫	(中小企業事業)	—	—
	(国民生活事業)	—	—
住宅金融支援機構		13,408	12,008
合	計	40,088	36,024

内国為替取扱実績

(単位:百万円)

区 分		令和4年度	令和5年度
		金 額	金 額
送 金 ・ 振 込	仕 向	6,460	6,090
	被 仕 向	5,635	6,117
代 金 取 立	仕 向	320	975
	被 仕 向	163	197

主な手数料一覧

種 類				手 数 料		
				窓 口	ATM利用	
振 込	当組合宛	同一店内	3 万 円 未 満	110円(※組合員無料)	0円	
			3 万 円 以 上	330円(※組合員無料)	0円	
		他の支店	3 万 円 未 満	220円	110円	
			3 万 円 以 上	440円	220円	
	他行宛	電信扱い	3 万 円 未 満	550円	330円	
			3 万 円 以 上	770円	550円	
		文書扱い	3 万 円 未 満	440円	－	
			3 万 円 以 上	660円	－	
送 金	組 戻 料			660円		
	電 信	本 支 店 宛	440円			
		他 行 宛	880円			
	普 通	本 支 店 宛	440円			
		他 行 宛	660円			
	組 戻 料			660円		
	当組合宛	同 一 店 内	110円			
		他の支店	3 万 円 未 満	220円		
3 万 円 以 上			440円			
他行宛		電信扱い	3 万 円 未 満	550円		
	3 万 円 以 上		770円			
定 額 自 動 送 金	同一手形交換所内			440円		
	同一手形交換所外			集中取立(普通扱い)		880円
				個別取立(至急扱い)		1,100円
	当 店 が 支 払 場 所			無料		
	当 組 合 本 支 店 が 支 払 場 所			220円		
	電 子 交 換 所 での 取 立 手 続			440円		
	電子交換所以外での取立(郵送等での取立)			1,100円		
	組 戻 料			1,100円		
	店 頭 呈 示 料			1,100円		
	不 渡 手 形 返 却 料			1,100円		

※当組合の組合員は手数料が無料となります。

種 類			手 数 料	
でんさいネット	発 生 記 録		330円	
	決 済 (入 金) 手 数 料		220円	
	譲 渡 記 録		220円	
	分 割 記 録		330円	
	変 更 記 録		330円	
	開 示 請 求 (書 面)		3,300円	
	支 払 不 能 情 報 照 会 (書 面)		3,300円	
	残 高 証 明 書 発 行 (都 度 ・ 書 面)		4,400円	
	残 高 証 明 書 発 行 (定 例 ・ 書 面)		1,650円	
	自らが保有するでんさいの債務者について貸倒引当金繰入事由が生じていることを証明する場合、貸倒引当金繰入事由に係る証明書		1,650円	
各 種 発 行 手 数 料	当座預金	小 切 手 帳 (1 冊 5 0 枚)	440円	
		約 束 手 形 帳 (1 冊 2 5 枚)	440円	
		マル専手形	口座開設手数料	3,300円
		手形用紙 1 枚 当 り	550円	
	通帳・証書・カード喪失再発行		1冊・1枚	1,100円
	残 高 証 明 書		1 通	550円
	利 息 証 明 書		1 通	550円
	融 資 証 明 書		1 通	3,300円
両 替 手 数 料	窓口扱い	両替枚数	1枚～49枚	無 料
			50枚～300枚	110円(※組合員無料)
			301枚～500枚	220円
			501枚～1,000枚	330円
			1,001枚～2,000枚	660円
			2,001枚以上	1,000枚毎に330円加算
融 資 関 係	住 宅 ロ ー ン 新 規 取 扱 手 数 料		49,500円	
	住宅ローン新規取扱手数料(全国保証欄付ローン)		55,000円	
	住宅ローン固定金利(再)選択手数料		5,500円	
	返 済 明 細 表 再 発 行 手 数 料		550円	
	不 動 産 担 保 調 査 手 数 料		郵送料、交通費、謄本代等実費	

主要な事業の内容

預金業務

種 類		商 品 内 容	期 間	お預け入れ金額
総 合 口 座		普通預金と定期預金をセット。受取る、支払う、借りるの3つが一冊の通帳になっています。ご融資は定期預金の90%（最高300万円）までご利用になれます。	普通預金は出し入れ自由	普通預金 1円以上 定期預金 各種定期の限度額
貯 蓄 預 金		普通預金の手軽さ、便利さ、定期預金を反映した高利回りの預金です。残高が基準残高以上の場合、その期間有利な金利が適用されます。 I 型基準残高30万円以上 II 型基準残高10万円以上	いつでも出し入れ自由	1円以上
普 通 預 金		出し入れ自由で、家計簿代わりに便利なご預金です。公共料金等の自動支払い、キャッシュカード(CD)の利用ができます。	いつでも出し入れ自由	1円以上
当 座 預 金		商取引代金の決済に便利で安全な小切手、手形がご利用いただけます。	いつでも出し入れ自由	1円以上
納 税 準 備 預 金		納税準備のご預金です。税金が楽に納められ利息も普通預金より高く、そのうえ非課税となります。	ご入金後は自由にお引き出しは納税時	1円以上
定 期 預 金	スーパードル	多様化する資金運用にお応えできる預金です。短期間でも有利な運用ができ、しかも確定利回りですから安心です。	1か月以上 5年以内	100円以上 1,000万円未満
	大 口 定 期	この預金の適用利率は、その時の市場金利を参考に決定し、高利回りで大口資金の運用に適しております。	1か月以上 5年以内	1,000万円以上
	期日指定定期預金	利息が利息を生む1年複利で有利な便利さを備えた預金です。1年据置後は1か月以上前の連絡により、自由に満期日の指定、元金の一部お引き出しがいただけます。	据置期間1年 1年以上 3年以内	100円以上
	変動金利定期預金	6か月毎に金利情勢に応じて適用利率を変動します。	1年・2年・ 3年	100円以上
	積立定期預金	定期預金と定期積金をパックした預金で、目的に合わせた資金づくりに有利です。	・満期日指定型 ・エンドレス型	100円以上
定期積金	スーパードル	毎月一定額の積立により、将来の目標実現の備えに最適な商品です。	6か月以上 7年以内	100円以上
譲 渡 性 預 金		短期の大口資金運用に便利な預金で、満期日以前に譲渡することもできます。	2週間以上 2年以内	5,000万円以上
財 形 預 金	「勤労者財産形成促進制度」に基づく給与・賞与からの天引き預金です。			
	財形年金預金	満60才以降に積立預金を年金形式でお受取になれます。 財形年金預金と財形住宅預金は合算して元金550万円以内まではお利息は非課税です。	積立期間 5年以上	1,000円以上
	財形住宅預金	住宅取得資金の貯蓄を目的として、準備してください。		
	一般財形預金	教育資金・結婚資金等の準備に備えてください。	積立期間 3年以上	

ご融資／個人向け融資

★…Web受付可能ローン



種 類	資金のお使いみち	ご融資額	ご融資期間
住 宅 ロ ー ン	住宅の新築、購入、土地の購入、他金融機関借換等、マイホームプラン実現のお手伝いをします。	6,000万円以内	35年以内
多目的ローン★ (全国しんくみ保証書保証付)	自動車の購入、教育費用、リフォーム、ご結婚資金等の資金使途が明確なものにご利用いただけます。(事業性資金は除きます。) ※但し資金使途が自動車関連、教育またはリフォームの場合のご融資期間は15年以内となります。Web経由申込みでの上限は1,000万円です。	2,000万円以内	10年以内 (※参照)
フリーローン フリーローンチョイス★ (全国しんくみ保証書保証付)	お使いみちはご自由です。 ※フリーローンチョイスのWeb経由申込みでの上限は500万円です。	500万円以内 1,000万円以内	15年以内
マイカーローン カーライフローン★ (全国しんくみ保証書保証付)	自動車、自動二輪車の購入、修理、車検費用等、車に関するすべての費用についてご利用いただけます。	500万円以内 1,000万円以内	7年以内 10年以内
教 育 ロ ー ン 奨 学 ロ ー ン★ (全国しんくみ保証書保証付)	受験料、入学費用、授業料、アパート家賃等入学時、在学時に必要な資金についてご利用いただけます。	500万円以内 1,000万円以内	15年以内
奨学カードローン 「シンプル」★ (全国しんくみ保証書保証付)	就学予定者もしくは就学者に係る下記費用にご利用いただけます。 ① 受験時に係る費用(受験料、下見・宿泊費用等) ② 入学時に係る費用(入学金、寄付金、授業料、敷金、礼金等) ③ 在学時に係る費用(授業料、研修費用、仕送費用等)	100万円～ 500万円以内	1年更新 卒業後8年4ヶ月 以内
リフォームローン★ (全国しんくみ保証書保証付)	住宅の増改築、修繕、造園資金等により快適な住まいづくりのお手伝いをします。	1,000万円以内	15年以内
まとまるくん (ライフカード書保証付)	金融機関、信販、消費者金融等の他社借入をおまとめするための資金です。 (事業性資金は除きます。)	10万円～ 500万円以内	10年以内
スピードローン★ (書クレディセゾン保証付)	お使いみちは自由です。パート、アルバイト、主婦の方もご利用いただけ、最短60分のスピード審査で回答いたします。	10万円～ 500万円以内	6か月～ 10年以内
カードローン (全国しんくみ保証書保証付)	お使いみちは自由です。急な出費にもお役に立ち、ご利用限度額内なら繰り返しご利用いただけます。	300万円以内	3年自動更新
カードローン アラカルト★ (全国しんくみ保証書保証付)	お使いみちは自由です。急な出費にもお役に立ち、ご利用限度額内なら繰り返しご利用いただけます。	300万円以内	1年自動更新

ご融資／事業者向け融資

種 類	資金のお使いみち	ご融資額	ご融資期間
一 般 融 資	割引手形……商業手形の割引をご利用いただけます。 手形貸付……商品の仕入等事業に必要な短期運転資金をご利用いただけます。 証書貸付……店舗新築、機械設備等事業に必要な長期設備資金をご利用いただけます。 当座貸越……一定の貸越契約額まで自由にご利用いただけます。		
事 業 者 カードローン (信用保証協会保証付)	カードで事業資金をスピーディにご利用いただけます。 ご利用限度額内なら繰り返しご利用いただけます。	無担保型 100万円～500万円 以内 有担保型 100万円～2,000万円 以内	2年間 (保証協会が認めた場合更新可能です)
ビ ジ ネ ス ロ ー ン (全国しんくみ保証書保証付)	事業に必要な運転資金、設備資金等をスピーディにご利用いただけます。	法人 1,000万円以内 個人事業主 500万円以内	5年以内
スピードローン★ (書クレディセゾン保証付)	事業に必要な運転資金、設備資金等お使いみちは自由です。(法人は除きます。)	10万円～ 500万円以内	6か月～ 10年以内
シンプルカードローン プライムα	事業に必要な運転資金、設備資金等目的に応じて自由にご利用いただけます。	100万円～ 500万円以内	2年間 (資格要件を満たす場合1回の更新可能です)
シンプルカードローン プライム (ライフカード書保証付)	事業に必要な運転資金、設備資金等目的に応じて自由にご利用いただけます。	10万円～ 500万円以内	法人 3年間 (継続審査のうえ更新可能です) 個人事業主・法人代表者 1年自動更新
栄 農 ロ ー ン (原則300万円超は新潟県農業 信用基金協会保証付)	農業経営に必要な、運転・設備・借換資金にご利用いただけます。	運転300万円以内 設備1,000万円以内	7年以内
地方公共団体 制 度 融 資	新潟県、新潟市による中小企業向けの各種制度融資をお取扱いしております。		
代理貸付業務	日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、全国信用協同組合連合会の取扱窓口として各種代理業務をお取扱いしております。		

各種サービスのご案内

種 類

内 容

こうえいキャッシュサービスコーナーご利用手数料

ご利用店舗	ご利用日	ご利用時間	手数料	
			お引出し	お預入れ
本店 赤塚支店	平 日	8:00～20:00	無料	無料
	土曜日	9:00～17:00		
	日曜日・祝日	9:00～17:00		
大野支店 寺尾支店 酒屋支店	平 日	8:45～17:30	無料	無料
	土曜日	ご利用できません。		
	日曜日・祝日			

全国の金融機関の現金自動預払機(CD-ATM)での「入金・残高照会」がご利用いただけます。相互入金提携金融機関(※1、※2)、セブン銀行、ゆうちょ銀行のATMでは、「入金、出金、残高照会」がご利用いただけます。
後記の無料化手数料以外のご利用は手数料がかかります。
※1 「相互入金提携金融機関」とは、全国の信用組合、第二地方銀行、信用金庫、労働金庫で相互に入金業務に関する契約を締結している金融機関を言います。
※2 県内に本店を置く信用組合、信用金庫、労働金庫はすべてでお取り扱いできます。

しんくみお得ねっと

ご利用日	ご利用時間	手数料
		お引出し
平 日	8:45～18:00	無料
土曜日	9:00～14:00	無料

※上記、取扱時間以外およびお預入れは、手数料がかかります。



対応ATMにはこのステッカーを貼付しています。

通帳記帳サービス

当組合の通帳を提携信用組合の対応ATMで記帳できます。

対応ATMには

通帳記帳提携 対応ATM
提携信用組合の通帳が記帳できます

のステッカーを貼付しています。

セブン銀行
ゆうちょ銀行
(当組合キャッシュカード利用)

ご利用日	ご利用時間	手数料	
		お引出し	お預入れ
平 日	0:00 ～ 8:45	110円	110円
	8:45 ～ 18:00	無料	無料
	18:00 ～ 24:00	110円	110円
土曜日	0:00 ～ 9:00	110円	110円
	9:00 ～ 14:00	無料	無料
	14:00 ～ 24:00	110円	110円
日曜日・祝日	0:00 ～ 24:00	110円	110円

※毎日4:00～4:10の間および第2、第4日曜日の前日23:48～当日7:00の間はご利用できません。

ご利用日	ご利用時間	手数料	
		お引出し	お預入れ
平 日	7:00 ～ 8:45	220円	220円
	8:45 ～ 18:00	110円	110円
	18:00 ～ 23:00	220円	220円
	※お預入れは21:00までとなります。		
土曜日	7:00 ～ 9:00	220円	—
	※お預入れは9:00からとなります。		
	9:00 ～ 14:00	110円	110円
	14:00 ～ 23:00	220円	220円
日曜日・祝日	※お預入れは17:00までとなります。		
	7:00 ～ 23:00	220円	220円
※お預入れは9:00～17:00までとなります。			

デビットカードサービス

デビットカードサービス加盟店での買物代金をキャッシュカードで支払することができます。

クレジットカード

しんくみピーターパンカードの取扱いをしております。

給与振込サービス

給与・賞与の振込指定ができます。

年金自動受取サービス

国民年金・厚生年金・共済年金等の振込指定ができます。

配当金の自動受取サービス

配当金を指定口座に直接振込指定ができます。

夜間金庫

当組合の営業終了後、売上金を安全に保管し、翌営業日にご指定の預金口座に入金いたします。(本店)

各種自動支払サービス

公共料金・各種税金・保険料・クレジットカード代金等をご指定の預金口座から自動的にお支払いできます。

株式の払込み

会社の設立や、増資をなさる場合の株式払込金の受け入れ委託事務のお取り扱いをしております。

為替サービス

全国どこの金融機関へでもご送金、お振込、手形・小切手などの取立てが安全・確実にできます。

てんさいネット

全国の銀行間ネットワークを活用して、金融の円滑化・効率化を図ることができます。

インターネット口座振替受付サービス

インターネットを通じてご利用代金等の口座振替受付を行うことができます。

QRコードによる税金納付

QRコードによる税金納付受付を行うことができます。【eLTAX 地方税ポータルシステム】

代理業務

当組合では、次の業務を取り扱っております。

(株)日本政策金融公庫代理店	独立行政法人勤労者退職金共済機構代理店	新潟市収納代理金融機関
(株)商工組合中央金庫代理店	独立行政法人中小企業基盤整備機構代理店	独立行政法人住宅金融支援機構代理店
新潟県後期高齢者医療広域連合収納代理金融機関	新潟県収入証紙取扱店	全国信用協同組合連合会代理店
新潟県収納代理金融機関		

マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について

当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、マネロン・テロ資金供与対策を経営上の重要な課題として位置付け、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

- 1 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置（リスクベース・アプローチ）を講じてまいります。
- 2 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
- 3 当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針（基本方針・ポリシー等のマネロン対策に関する方針）・手続（マネロン対策に関する基本規程及び関連諸規程・要領・手順書等）・計画（マネロン対策を実現させるための実践計画・プログラム）等を整備してまいります。

なお、金融当局ならびに新潟県警察の指導により、当組合では、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融のリスクが高いと判断される一部の取引及びお客さまにつきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客様情報の提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該お取引に制限をさせていただくことがございます。

概況・組織

1	経営理念・経営方針	1
2	組 織	2
3	役員一覧	2
4	職員数	3
5	店舗一覧	2
6	営業地区一覧	2
7	経営環境・事業概況	4
8	組合員数・出資金等	3
9	リスク管理情報	6・32
10	マネロン等に係る対応方針	40
11	コンプライアンス(法令等遵守)	6
12	総代会	8・9
13	中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための 取組の状況	10・11
14	法定監査の状況	20

経理・経営内容

15	主要な経営指標の推移	4
16	貸借対照表	17・18
17	損益計算書	19
18	剰余金処分計算書	20
19	財務諸表の適正性及び内部監査の 有効性に関する事項	20
20	業務純益・粗利益	21
21	総資産利益率	21
22	総資金利鞘	21
23	単体自己資本比率(国内基準)	4
24	自己資本の構成に関する事項	24
25	自己資本の充実度に関する事項	25
26	信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)	26
27	信用リスク削減手法に関する事項	28
28	派生商品取引及び長期決済期間取引の取引 相手のリスクに関する事項	28
29	証券化エクスポージャーに関する事項	28
30	出資等エクスポージャーに関する事項	28
31	リスク・ウエイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	28
32	金利リスクに関する事項	28
33	自己資本調達手段の概要	29
34	資金運用・調達勘定の平均残高等	21
35	受取利息および支払利息の増減	22
36	役務取引の状況	22
37	その他業務収益の内訳	23
38	常勤従業員1人当りの預金および貸出金残高	22
39	1店舗当りの預金および貸出金残高	22
40	預貸率	21

資金運用

41	預証率	21
42	経費の内訳	23
43	預金種目別平均残高	29
44	財形貯蓄残高	29
45	定期預金種類別残高	29
46	預金者別預金残高	29
47	貸出金種類別平均残高	30
48	貸出金業種別残高・構成比	31
49	貸出金金利区分別残高	30
50	貸出金使途別残高	30
51	個人ローン・住宅ローン残高	30
52	貸出金担保別残高	30
53	債務保証見返担保別内訳	30
54	破綻先債権額	32
55	延滞債権額	32
56	3ヵ月以上延滞債権額	32
57	貸出条件緩和債権額	32
58	貸倒引当金の内訳	33
59	貸出金償却額	33
60	有価証券の種類別残存期間別残高	34
61	有価証券種類別平均残高	34
62	公共債引受額	34
63	有価証券、金銭の信託等の取得価格 または契約価格、時価及び評価損益	34
64	満期保有目的の債券	35
65	その他有価証券	35
66	時価評価されていない有価証券の 主な内容及び貸借対照表計上額	35
67	金銭の信託	35

その他の業務

68	主な手数料一覧	36
69	代理貸付残高の内訳	36
70	内国為替取扱実績	36

その他

71	沿革・あゆみ	3
72	こうえいと地域	12・13
73	主要な事業の内容	37・38・39
74	トピックス	14・15
75	報酬体系について	20

苦情相談窓口
フリーダイヤル

0120-607-999

ホームページ

<http://www.kouei.shinkumi.jp/>



2024 DISCLOSURE
KOU EI SHINYO KUMIAI